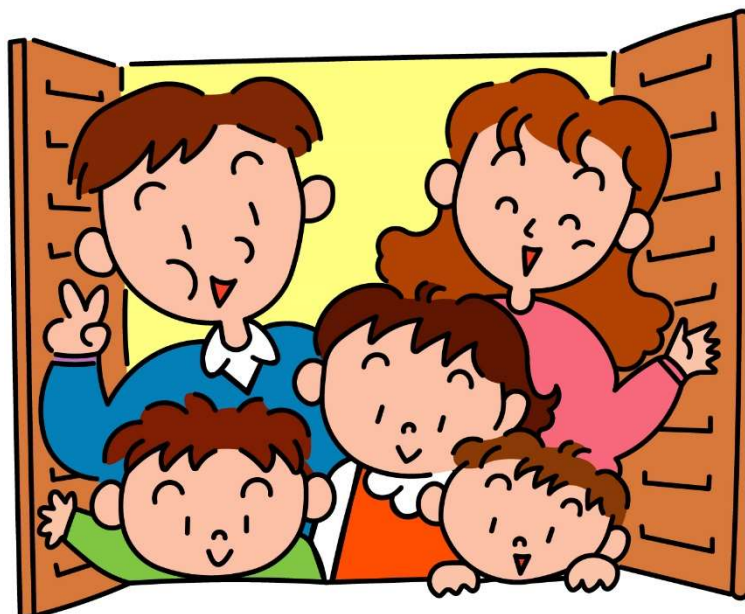


安平町 子育てガイドブック

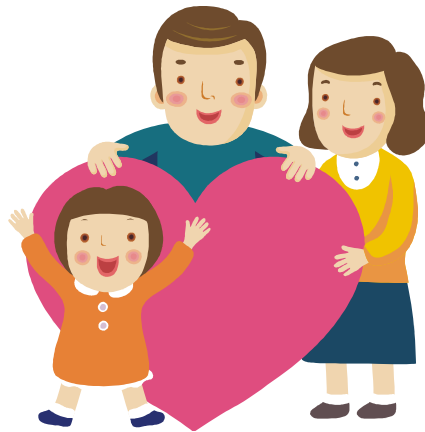


はじめに…

毎日の子育てがより楽しくなるように…初めての子育ての不安が少しでも軽くなるように… 安平町で子育てができて、良かった！と思ってもらえるために、子育てに役立つ様々な情報を集めた「安平町 子育てガイドブック」を作成しました。

子育てには大変なことがいっぱいありますが、お母さん・お父さんにはずっと素敵な笑顔でいつづけて欲しい！

安平町は、みなさまが安心して子育てができるようサポートをしていきたいと思えます。



安平町は、平成 27 年 3 月に「安平町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

安平町の地で未来を担う子ども達が、心豊かにのびのびと元気に成長し、家族や地域が活力に見ているまちを目指し、

「子どもにやさしいまちづくり」

を基本理念とし、この計画を推進していきます。この基本理念は、単に子どもだけにやさしいまちを目指すものではありません。子どもにやさしければ、働き盛りの若者に、そして子育て世代の大人にもやさしく、高齢者にもやさしい。つまり、「みんなにやさしいまち」を目指して参ります。

《妊娠を望むご夫婦へ》	1
○特定不妊治療費助成事業	1
○大人の風しん予防接種助成	3
《妊娠したら・出産したら》	4
○妊娠の届出（母子健康手帳の交付）	5
○妊婦健康診査（妊婦健診受診券の交付）	6
○新生児聴覚検査（新生児聴覚検査受診票の交付）	7
○妊婦栄養指導.....	7
○妊婦健診等の交通費助成	8
○パパママ教室.....	9
○出生届を忘れずに！	9
○ごみ袋の支給.....	10
○出生時面接.....	11
○低体重児届出（該当する赤ちゃんの保護者のみ）	11
○養育医療費助成（該当するお子さんの保護者のみ）	12
○新生児訪問（赤ちゃん訪問）	13
○栄養食品支給事業（該当世帯のみ）	13
○乳児健康診査.....	14
○1歳6か月児健康診査	15
○3歳児健康診査.....	15
○5歳児健康診査.....	16
○フッ化物塗布.....	17
○フッ化物洗口.....	17
○学童歯みがき教室.....	18
○乳幼児健康相談.....	18
○子育て相談.....	19
○予防接種を受けましょう！	19
○子どものインフルエンザ予防接種料金助成	21

《安心・充実の手当や制度》	22
○安平町出生祝金	22
○児童手当	23
○児童扶養手当	25
○出産育児一時金	28
○国保加入手続き	29
○子ども医療費助成	30
○ひとり親家庭等医療費助成	32
○重度心身障害者医療費助成	34
《しょうがいのある子どもへの支援》	37
○身体障害者手帳の交付	37
○療育手帳の交付	38
○精神障害者保健福祉手帳	39
○自立支援医療について	41
(1) 育成医療	41
(2) 精神通院医療	41
(3) 自立支援医療の自己負担	42
○障害児福祉手当	43
○特別児童扶養手当	44
○日常生活用具の給付	45
○補装具費の支給	47
○しょうがい福祉サービス	48
○しょうがい児通所サービス	51
○しょうがい者等及び特定疾患者等交通費助成	53
《子育て施設や各種事業》	54
○認定こども園について	54
「こども園ってどんなところ？」	54
運営法人	55

入園までの流れ.....	56
○はやきた子ども園.....	56
はやきた子ども園について.....	56
はやきた子ども園の概要.....	57
クラス編成.....	57
保育時間.....	57
保育料以外に必要な費用について.....	58
一時預かり保育について.....	59
プレ教室「どれみ」.....	60
○おいわけ子ども園.....	60
おいわけ子ども園について.....	60
おいわけ子ども園の概要.....	61
クラス編成.....	61
保育時間.....	61
保育料以外に必要な費用について.....	61
一時預かり保育について.....	62
延長保育について（保育園部対象）.....	63
○保育料（両園共通）.....	64
保育料の決め方.....	64
幼稚園（1号認定）※幼児教育無償化により、全員無料.....	64
保育所（2・3号認定）※第2子半額、第3子無料.....	65
幼稚園／保育所共通事項.....	66
.....	67
○子ども発達支援センター.....	67
○子育て支援センター.....	67
○児童センター・児童館.....	68
○放課後児童クラブ.....	69

《その他の子育て関連施設や事業》	70
○子どもを預かって欲しいとき【町内の子育てサークル】	70
○はじめて出会う絵本 ～ブックスタートについて～	71
○公民館図書室	72
開室について	72
『本を借りるとき』	72
『返すとき』	72
○読み聞かせ会	72
ありんこ会	73
ひまわり会	73
赤ずきん	73
○安平町学校給食センター	73
○小・中学校	74
就学時健康診断	74
入学通知書	74
就学費の援助	74
災害共済	75
転校手続き	77
○ALT派遣事業	77
○奨学金制度	77
《子どもの心身の健康のために》	78
○夜間急病になった時の電話の相談（北海道小児救急電話相談）	78
○休日や夜間に急な発熱や腹痛が起きたら	79
○町内の病院案内	80
○子どもへの虐待	81
子どもへの虐待って何？	81
虐待はなぜ起きるの？	82
子どもの虐待は、社会全体の問題です。	82

虐待の種類.....	82
通報・連絡および相談.....	82
○安平町要保護児童対策地域協議会.....	83
○子育て・教育・子どもに係わる相談.....	83

《妊娠を望むご夫婦へ》

○特定不妊治療費助成事業

「赤ちゃんを授かりたいけれど、なかなか授からない。」

不妊治療や不育症治療をして、赤ちゃんを授かる努力をするご夫婦への経済的な負担を、安平町が支援します。

この制度は、不妊治療を行っても授からなかったとき、次の段階として行う特定不妊治療及び男性不妊治療にかかる治療費の保険適用後の自己負担額を町独自に助成するものです。

また、習慣的に流産を繰り返してしまう方の不育症治療にかかる治療費を北海道の助成を受けた後、残った自己負担額に上乗せして助成するものです。

対象者

(1) 特定不妊治療及び男性不妊治療

法律上の婚姻をしていて妻の年齢が42歳までの夫婦（事実婚にあるものも対象）

- ・治療する医療機関は北海道が指定する産科医療機関に限定されます。

北海道が指定する産科医療機関は、北海道 結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイト「ハグクム」に対象医療機関の一覧表があります（「北海道 ハグクム 不妊」で検索）。

(2) 不育症治療

法律上の婚姻をしている夫婦（事実婚にあるものも対象）

- ・安平町への申請前に北海道（苫小牧保健所）への申請を行っている方
- ・助成の対象となる検査・治療は次のとおりです。

①不育症の因子を特定するための検査

子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査

②検査結果に基づく治療

手術療法、着床前診断、抗甲状腺薬、甲状腺ホルモン剤、インスリン、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法、カウンセリング

- ・治療する医療機関は産科、又は婦人科を標榜する国内の医療機関に限定されます。



事業内容

(1)助成対象

- 妻の年齢が 39 歳まで
子ども 1 人につき 6 回まで助成
- 妻の年齢が 40～42 歳まで
子ども 1 人につき 3 回まで助成

※不育症治療については、年齢による回数制限はありません。

※令和 4 年 4 月 1 日から特定不妊治療は保険適用になりました。令和 4 年 4 月 1 日以前に治療を開始し、年度をまたぐ治療については、1 回に限り経過措置として前助成制度の対象となります。詳しくはお問い合わせ下さい。

(2)助 成 額

【特定不妊治療費 助成額一覧】

保険適用後の治療費を、上限額を基準に助成します。

適用区分		ひと月の上限額
ア	年収 1, 160 万円～	252, 600 円
イ	年収 770～1, 160 万円未満	167, 400 円
ウ	年収 370～770 万円未満	80, 100 円
エ	～年収 370 万円未満	57, 600 円
オ	住民税非課税者	35, 400 円

【不育症治療費 助成額一覧】

治療費から北海道の助成を受けた後の残額に対し、安平町が独自に次の額を助成します。

		不育症治療費	備 考
北海道助成上限	一律	100,000 円	所得制限あり
安平町助成上限	一律	200,000 円	所得制限なし

※北海道の助成制度には所得制限が設けられていますが、安平町の制度には所得制限はありませんので、北海道の助成が受けられなかった場合も安平町へ申請してください。

申請方法

北海道の助成決定通知を受けてから、安平町へ申請します。

[申請に必要なもの]

振込先口座がわかるもの、北海道の助成決定通知書、安平町特定不妊治療費助成事業申請書

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○大人の風しん予防接種助成

妊娠中に風しんになると、赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気に感染することがあるので、ご夫婦で風しん予防をしっかりと行いましょう（予防接種後2か月は妊娠を控えてください）。

対象者

平成6年4月2日以前に生まれたご夫婦で、風しんの予防接種（または麻しん風しん混合予防接種）の接種回数が2回に達していない方（接種歴不明の場合も助成対象になります）。

事業内容

(1)助成対象接種回数 1回

ワクチンは風しん予防接種又は麻しん風しん予防接種ワクチンのどちらでも対象です。

(2)助成額

接種額の半額を助成します（ただし、町外で接種した場合は助成上限額があります）。

申請方法

医療機関で接種し、一旦全額を支払った後で安平町へ申請します。

[申請に必要なもの]

領収書、助成金振込口座がわかるもの

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp



《妊娠したら・出産したら》

赤ちゃんが誕生し、新しい生命がこの世に生まれるとき。はじめての子育てに、お母さんはよろこびと不安が入り混じっていることでしょう。ここでは大まかな目安をあげています。子どもの発育のスピードはさまざまですから、おおらかな心でゆったりと見守ってあげましょう。また、乳幼児健診を受け、子どもの健康状態をよく知っておくことが大切です。

	赤ちゃんの様子	始まること	町のおもな保健事業
妊娠期		○妊婦健診	○妊娠届・母子健康手帳の交付 ○妊婦健診受診券交付 ○新生児聴覚検査受診票交付
誕生～1 か月		○新生児訪問	○出生時面接 ○妊婦交通費助成(1 か月)
2～3か月	○見て笑いかける ○声を出して笑う	○法定の予防接種 ○町の乳児健診	予防接種 ※生後6週間～5歳まで続く 乳児健診・乳児健康相談
4 か月	○見たものを目で追う ○首がすわる		

7～8 か月	○寝返りをする ○物を掴もうとする ○お座り（一人座り）をする ○人見知りし出す		○乳児健診
12 か月	○つかまり立ちからつたい歩きへ	○フッ化物塗布	○乳児健診 ○フッ化物塗布
13 か月	○ひとり歩き		
1 歳 6 か月	○自我がめばえ、ことばが出る		○1 歳 6 か月児健診
3 歳	○生活習慣が身につく ○コミュニケーションがとれる		○3 歳児健診
5 歳	○はさみや鉛筆を上手に使える ○ルールのある遊びができる ○集団行動ができる		○5 歳児健診

子どもの成長の早さはみんな違うものです。あせらずにわが子の成長を見守り家族みんなで協力しあって子育てしましょう。

○妊娠の届出（母子健康手帳の交付）

妊娠がわかったら、または妊娠したと思ったら安平町に届出をします。



届出時期

病院を受診して妊娠がわかったら安平町へ妊娠の届出をします（病院受診前でも届出はできます）。

内 容

届出のときに体調や生活の状況をうかがいます。不安なことがありましたら、この時にご相談ください。その後、母子健康手帳を交付します。

また、届出をした方にはマタニティマークのキーホルダーも差し上げています。

このマークは、妊娠初期は外見から妊婦さんであることが分かりづらいため、妊婦さんにつけてもらって周囲が配慮をしやすくするために作られたマークです。

届出方法

届出は原則として妊婦さん本人が行ってください。

[届出に必要なもの]

妊婦さんのマイナンバーがわかるもの、病院を受診して、病院から書類を受け取っている場合はその書類

[届出窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ



この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○妊婦健康診査（妊婦健診受診券の交付）

妊娠がわかってから定期的に行う妊婦健康診査の費用の一部を助成します。

対象者

妊娠の届出をした方、または妊娠中に他の市町村から転入した方

事業内容

道内の産科医療機関で使える健診受診券を交付します（里帰り等で、道外で受診した方には助成制度があります）。

交付枚数は妊婦健診受診券が 14 枚、超音波健診の受診券が 11 枚です（転入の場合、受診を済ませた回数分は交付されません）。

国の基準では標準的な妊婦健診受診回数は 14 回、超音波健診の受診回数は 4 回と定められていますが、安平町は独自に超音波健診の受診券の枚数を 7 回分追加して 11 枚交付しています。

交付方法

妊娠届と同時に受診券を交付します。受診券の交付手続きは不要です。ただし、転入の場合は即日交付できない場合がありますので、次回の健診受診日をご確認のうえ届出をしてください。

[届出窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp



○新生児聴覚検査（新生児聴覚検査受診票の交付）

生まれた赤ちゃんの聴覚検査の費用の一部を助成します。

対象者

新生児の保護者

事業内容

道内の産科医療機関で使える新生児聴覚検査受診票を交付します（里帰り等で、道外にて受診した方には助成制度があります）。

交付方法

妊娠届と同時に受診票を交付します。受診票の交付手続きは不要です。ただし、転入の場合は即日交付できない場合があります。

[届出窓口]

（総合庁舎）健康福祉課 健康推進グループ
（総合支所）住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp



○妊婦栄養指導

妊娠中に食事に関するアンケートを実施します。保健師・栄養士からトラブルなく妊娠中を過ごし、無事に出産をするためのアドバイスをします。

対象者

安平町に住む妊婦さん

事業内容

妊婦さんに食事に関するアンケートを記入してもらい、その回答内容に応じて町の保健師と栄養士が訪問や郵送によるアドバイスを行います。

実施方法

安平町からご連絡を差し上げます。

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp



○妊婦健診等の交通費助成

町内から町外の産科医療機関を受診するときの交通費の一部を助成します（自家用車の通院も助成の対象です）。

対象者

安平町の妊婦健診受診券の交付を受け、通院する妊婦さん（里帰り中の受診や救急搬送は助成の対象外です）。

事業内容

最大で妊婦健診 14 回分、出産時 1 回、1 か月健診時 1 回の合計 16 回分の交通費の一部を助成します。助成額は一律で 1 回につき往復 1,430 円です。

申請方法

1 か月健診終了後、次のものを持って安平町に申請してください。

[必要なもの]

母子健康手帳、助成金の振込先がわかるもの

※出産前に転出するときは、転出の際に安平町へ申請してください。

なお、郵送での申請も受け付けますので、詳細は下記問合せ先へご連絡ください。

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ
(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ



この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

〇パパママ教室

無事に赤ちゃんを出産するために、妊娠中の生活の疑問に答えたり、ママ友を作ったり、お父さんも一緒に参加できる教室です。

対象者

安平町に住む妊娠9か月までの妊婦さんとその夫

事業内容

妊娠中の歯の健康と栄養についてのお話や試食、助産師さんによる沐浴実習、お父さんの妊婦体験を行っています。参加は無料ですが、事前に申し込みが必要です。

申込方法

該当者には安平町から個別に連絡を差し上げますので、電話でお申し込みください。

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp



☆子どもが生まれたら

〇出生届を忘れずに！

子どもが生まれたら、出生の届出をしましょう。

対象者

届出人は、原則として「父」または「母」となります。



届出方法

生まれた日から数えて14日以内（14日目が土・日曜日の場合は次の開庁日まで、祝日の場合は翌日まで）に届けてください。

必要なもの

- ・医師・助産師等が作成した出生証明書がついた出生届
- ・母子健康手帳（手帳に無料で出生証明をします）

注意事項

- ・赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・ひらがな・片かなの範囲に限られています。
- ・赤ちゃんが外国人でも日本国内で生まれた場合は届出が必要です。
- ・赤ちゃんのマイナンバーは、出生届をしてから3週間程度後に郵送（簡易書留）で個人番号通知書が送られてきます。

この情報に関するお問合せ先

税務住民課 住民生活グループ
電話番号 0145-22-2940
メールアドレス koseki@town.abira.lg.jp



〇ごみ袋の支給

子育て中の保護者の経済的軽減を図るため、家庭ごみ有料化に伴う有料指定ごみ袋（もやせるごみ用 20 ㍓）の支給をします。

対象者

安平町内に住所を有する方で、紙おむつを日常的に使用する3歳未満の乳幼児と同居している保護者。

内容

年度内に乳幼児一人当たりが使用すると算定した枚数 120 枚（1 か月 10 枚）を限度として、有料ごみ袋（もやせるごみ用 20 ㍓）を支給します。

申請方法

出生や転入の届出がありましたら担当窓口へご案内します。申請は安平町に備え付けの申請に記入します（ごみ袋を受領確認するために印鑑が必要です）。3月分までのごみ袋を一括して支給します。4月以降の分は該当者へ役場からお知らせします。

この情報に関するお問合せ先

税務住民課 住民生活グループ
電話番号 0145-22-2940
メールアドレス [k - eisei@town.abira.lg.jp](mailto:k-eisei@town.abira.lg.jp)



☆出生届の際、赤ちゃんの様子をうかがいます

○出生時面接

出生届出時、安平町子育て世代包括支援センターの保健師がお話をうかがいます。

対象者

出生の届出をされた方（他の市町村で届出をされた方は別途ご連絡します）。

事業内容

産後の様子や里帰り先から帰る時期、新生児訪問（赤ちゃん訪問）の日程等をうかがいます。また、不安なことやわからないことも遠慮なくお話しください。

この情報に関するお問合せ先

安平町子育て世代包括支援センター（健康福祉課 健康推進グループ）
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp



○低体重児届出（該当する赤ちゃんの保護者のみ）

出生時面接の時、母子健康手帳の記載を確認し届出をしていただきます。

対象者

出生の届出をされた方のうち、出生時体重が 2,500 g 未満の赤ちゃん

事業内容

[届出に必要なもの]

お母さんのマイナンバーがわかるもの、赤ちゃんのマイナンバーがわかるもの（赤ちゃんのマイナンバーは後日発行され次第で結構です）



[事業内容]

届出があった赤ちゃんは、必要に応じて新生児訪問等により安平町子育て世代包括支援センターの保健師が成長の確認や今後のアドバイスを行います。不安なことやわからないことがありましたら、随時お話をうかがいます。

[届出窓口]

(総合庁舎) 安平町子育て世代包括支援センター (健康福祉課 健康推進グループ)
(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

安平町子育て世代包括支援センター (健康福祉課 健康推進グループ)
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○養育医療費助成 (該当するお子さんの保護者のみ)

医師から「養育のために入院が必要」と診断されたお子さんの医療費を助成します。

対象者

医師から養育医療の診断を受けたお子さん

事業内容

医師が指定する入院期間に受けた治療費 (保険診療の自己負担分) を助成します。

治療費の助成を受けるためには、あらかじめ安平町に申請し、養育医療券の発行を受けて、病院へ提示します。

ただし、所得状況に応じて自己負担が生じますが、安平町子ども医療費 (またはひとり親家庭等医療費) の助成を受けている方は、自己負担分を安平町の助成制度から負担しませず (食事療養費等の保険診療以外の分は自己負担として残ります)。

申請方法

医師から診断を受けたら速やかに、次のものを持って安平町に申請してください。

[必要なもの]

養育医療意見書 (医師が記入するもので用紙は安平町にもあります)、母子健康手帳、助成金の振込先がわかるもの、転入者の場合は所得証明書

申請前に転出するときは、転出の際に安平町へ申請してください。なお、郵送での申請も受け付けますので、詳細は下記問合せ先へご連絡ください。

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ



この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○新生児訪問（赤ちゃん訪問）

赤ちゃんのいるご家庭を保健師が訪問して、発育の様子を伺います。

対 象

生後28日以内の赤ちゃんがいる家庭

事業内容

保健師が訪問して健康管理や育児相談をします。心配なことや不安なことがあれば相談してください。

実施方法

出生届提出のときに、訪問の日程を伺います。

この情報に関するお問合せ先

安平町子育て世代包括支援センター（健康福祉課 健康推進グループ）

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp



○栄養食品支給事業（該当世帯のみ）

1歳未満の乳児の健康保持を目的に、支給要件に該当する世帯に粉ミルクを支給します。

対 象

生後4か月から11か月までの乳児がいる次の(1)～(4)のいずれかに該当する世帯

(1) 双生児以上の子どもが生まれた世帯

(2) 母子・父子世帯

(3) 町民税非課税世帯

(4) 肝炎やHIV等の感染症のキャリアで授乳できない母がいる世帯



事業内容

申請により粉ミルクを支給します。なお、支給開始は申請があった月の分からになりますので、申請を忘れないようご注意ください。粉ミルクは業者から後日配達となります。

申請方法

下記の申請窓口へ申請してください。ただし、感染症のキャリアの方に限り証明できるもの（母子健康手帳の記載ページの写し等）が必要です。

また、現在使っている粉ミルクの銘柄をお尋ねしますので、代理のご家族が申請される場合は確認のうえおいでください。

[申請窓口]

（総合庁舎）健康福祉課 健康推進グループ

（総合支所）住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

☆子どもの成長を見守りましょう（乳幼児健診について）

○乳児健康診査

赤ちゃんの成長を確認するため、1歳1か月までの間に3回の健診を実施しています。

対象者

生後3～4か月、7～8か月、12～13か月の乳幼児

事業内容

医師による診察、計測、育児相談、栄養相談、歯科相談を行います。

受診方法

受診の時期が来ましたら、対象となる方に安平町から個別にご案内を送ります。

この時期に里帰り中で町内にいない方はご連絡ください。

[受診場所]

（追分地区）ぬくもりセンター

（早来地区）保健センター



この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○1歳6か月児健康診査

国が定める健診です。おもに身体面・精神面・言語面の成長発達を保護者の方と一緒に確認し、子育てを支援します。

対象者

1歳6か月～8か月の幼児

事業内容

医師による診察、身体計測、育児相談、栄養相談、歯科健診、歯科相談、発達相談を行います。

受診方法

受診の時期が来ましたら、対象となる方に安平町から個別にご案内します。

[受診場所]

(追分地区) ぬくもりセンター

(早来地区) 保健センター



この情報に関するお問合せ先

安平町子育て世代包括支援センター（健康福祉課 健康推進グループ）
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○3歳児健康診査

国が定める健診です。身体面・精神面・言語面等の成長発達を保護者の方と一緒に確認し、子育てを支援します。

対象者

3歳～3歳2か月の幼児

事業内容

医師による診察、身体計測、視力・聴力の確認、尿検査、歯科健診、歯科相談、育児相談、発達相談を行います。

受診方法

受診の時期が来ましたら、対象となる方に安平町から個別にご案内します。

[受診場所]

(追分地区) ぬくもりセンター

(早来地区) 保健センター



この情報に関するお問合せ先

安平町子育て世代包括支援センター（健康福祉課 健康推進グループ）

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○5歳児健康診査

安平町が独自に実施する健診です。3歳児健診から就学時健診までの間の身体面・精神面等の成長発達を保護者の方と一緒に確認し、これから始まる学校生活へつなげます。

対象者

4歳10か月～5歳2か月の幼児

事業内容

医師による診察、栄養相談、発達相談、歯科健診、歯科相談、視力検査、身体計測、育児相談を行います。

受診方法

受診の時期が来ましたら、対象となる方に安平町から個別にご案内します。

[受診場所]

(追分地区) ぬくもりセンター

(早来地区) 保健センター



この情報に関するお問合せ先

安平町子育て世代包括支援センター（健康福祉課 健康推進グループ）
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○フッ化物塗布

安平町が独自に実施する歯科保健事業です。半年に1度のペースで歯にフッ化物を塗ることで、むし歯予防の効果を高めます。また、フッ化物を塗るだけでは予防が不十分なので、同時に歯科衛生士による歯磨き指導や、むし歯になる食べ物のお話しをします。

対象者

1歳以上（または歯が8本以上はえている0歳児）

※歯が8本未満の0歳児で、フッ化物塗布を希望される場合は、ご相談ください。

事業内容

歯科医師による歯科健診と、歯科衛生士によるむし歯予防の指導を行います。

受診方法

半年前に受診した方には受診の時期が来ましたら安平町から個別にご案内を送ります。

新規でお申し込みされるときは、安平町へご連絡ください（新規の申し込みについては広報誌でお知らせします）。

[受診場所]

（追分地区）ぬくもりセンター

（早来地区）保健センター



この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○フッ化物洗口

安平町では、歯の質を強くしてむし歯を予防するために、年中児童から中学生までを対象にフッ化物洗口を実施しています。

この情報に関するお問合せ先

教育委員会 学校教育グループ
電話番号 0145-29-7036
メールアドレス gk-kyouiku@town.abira.lg.jp



○学童歯みがき教室

小学校と安平町が連携して実施する歯科保健事業です。

対象者

安平町内に居住する小学生

事業内容

年に1度、各小学校へ保健師と歯科衛生士が出向き、学年ごとに学校の保健の先生と一緒に歯磨き指導や歯の健康についてのお話をします。

実施方法

各小学校から連絡を差上げます。

この情報に関するお問合せ先

教育委員会 学校教育グループ
電話番号 0145-29-7036
メールアドレス gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp



○乳幼児健康相談

年に3回、乳幼児を対象に育児相談や調理実習を行います。

対象者

2か月～1歳6か月の乳幼児

事業内容

離乳食の作り方などの実習のほか、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。お子さん同士を遊ばせたり、お母さんの仲間づくりのため気軽にお越しください。

実施方法

時期が近づきましたら広報でお知らせしますのでお申し込みください。

[実施場所]

(追分地区) ぬくもりセンター

(早来地区) 保健センター



この情報に関するお問合せ先

安平町子育て世代包括支援センター（健康福祉課 健康推進グループ）

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○子育て相談

子どもの心身の発達や育児について、保健師等が配置されている安平町子育て世代包括支援センターの職員が相談に応じます。

対象者

安平町内に居住する方

事業内容

心身の発達などで心配なことがありましたら、保健師等が随時相談に応じています。

実施方法

お電話や訪問による相談を受け付けています。あらかじめお電話で相談予約をしていただくとスムーズに相談できます。（下記お問い合わせ先電話番号へお電話ください。）

この情報に関するお問合せ先

安平町子育て世代包括支援センター（健康福祉課 健康推進グループ）

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp



○予防接種を受けましょう！

生後6週間を過ぎたらいろいろな予防接種を受けることができます。予防接種をすませて病気に対する抵抗力をつけておきましょう。

対象者

生後6週間～就学前の乳幼児

(就学後に接種するワクチンもあります。それらは安平町から個別にお知らせします)

事業内容

次のページに記載している予防接種法に定められたワクチンを、規定の年齢で接種していただくと安平町内の医療機関にて無料で接種できます。

接種するワクチンはたくさんありますから、スケジュールを立てて遅れないように接種するようにしましょう。なお、体調が悪いときは接種を見合わせる場合があります。

[町内の医療機関]

あびら追分クリニック (電話 0145-25-2531)

渡邊医院 (電話 0145-22-2250)

実施方法

保健師の新生児訪問で予防接種の予診票を差し上げています。接種の際には病院に直接連絡をとり、母子健康手帳と予診票を持参して病院で接種を受けましょう。

なお、次のページの一覧表に載っていない予防接種は、全額自己負担で行う任意の予防接種になります。ご希望の方は直接病院へご連絡ください。

町が行う予防接種一覧

定期の予防接種		
ワクチン種類	対象者（接種の望ましい時期）	実施場所
BCG ワクチン	生後12か月の前日まで（生後5か月から8か月まで）	町内委託 医療機関
4種混合	1期初回 生後3か月から12か月まで 1期追加 生後90か月までで、初回終了後12か月～18か月	
2種混合	11歳以上13歳未満（町は小学6年生に個別通知しています。）	
麻しん・風しん	1期 生後12か月から24か月でできるだけ早期 2期 就学前1年間	
ヒブワクチン	生後2か月～4歳（1回目は2か月から接種することが望ましい） 【接種開始時期】 ①生後2か月～7か月未満の児 計4回接種 ②生後7か月～12か月未満の児 計3回接種 ③12か月以上の児 1回接種	
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～4歳までの乳幼児 （2か月から1回目の接種することが望ましい） 【接種開始時期】 ①生後2か月～7か月未満の児 計4回接種 ②生後7か月～12か月未満の児 計3回接種 ③12か月以上24か月未満の児 計2回接種 ④24か月以上の児 1回接種	

水痘ワクチン	1歳から2歳まで
日本脳炎ワクチン	1期初回 3歳の間 1期追加 4歳の間 2期 9歳から12歳の間
B型肝炎ワクチン	生後2か月から生後9か月まで
ロタウイルス	1価：生後6週～24週未満の児 計2回接種 5価：生後6週～32週未満の児 計3回接種
子宮頸がん予防ワクチン	13歳（中学1年生）から16歳（高校1年生相当の年齢）の女性 二種類のワクチンからどちらか一方を選択します。 【接種時期】 （1年以内に3回の接種を終了することが望ましい） ① サーバリックス（2価ワクチン） ② ガーダシル（4価ワクチン）

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
 電話番号 0145-29-7071
 メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○子どものインフルエンザ予防接種料金助成

インフルエンザの流行を予防するため、安平町独自に子どもの予防接種料金を助成します。

対象者

安平町に居住する0歳～中学生までの方

事業内容

流行が始まる前の10月～12月の間に安平町内の医療機関にて、1回500円+消費税で接種することができます。

助成回数は1年間に最大2回までです。

安平町への手続きは無く、接種の前に医療機関へ予約連絡をお願いいたします。
 なお、国内の認可がされていない経鼻用のワクチンは助成対象外です。



[安平町内の予防接種実施医療機関]

あびら追分クリニック (電話 0145-25-2531)

渡邊医院 (電話 0145-22-2250)

申請方法

入院中やアレルギー疾患等によりどうしても町外の病院で接種しなければならない事情があるときは、一旦病院で全額を支払った後で申請により、接種料金を助成します。ただし、この場合は助成上限額があります。

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

《安心・充実の手当や制度》

安平町では、赤ちゃん・子どものいる家庭に対して、安心して子育てができるように、各種手当や医療費助成、生活援助を行っています。該当する方は、お問合わせのうえ、手続きをしてください。

○安平町出生祝金

対象者

安平町内に居住する方で、生まれた子どもの保護者

内容

出生1名につき、50,000円相当の品を贈呈します。

申請方法

申請は不要です。出生届けの際に担当窓口へご案内します。支給までには数日かかります。受け取りの際には印鑑が必要ですので用意のうえ役場へお越しください。



この情報に関するお問合せ先

税務住民課 住民生活グループ
電話番号 0145-22-2940
メールアドレス k-eisei@town.abira.lg.jp
政策推進課 政策推進グループ
電話番号 0145-22-2751
メールアドレス m-suishin@town.abira.lg.jp



○児童手当

中学校修了（15歳に達した後、最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給される手当です。

支給額

- 3歳未満：15,000円/月
- 3～12歳の第1子と第2子：10,000円/月
- 3～12歳の第3子～：15,000円/月
- 中学生：10,000円/月
- 所得制限額以上：5,000円/月



支給方法

6月、10月、2月の7日に申請者より指定された口座に振り込みます。

申請方法

- 認定請求

出生、転入により新たに受給資格が生じた場合に申請が必要です。

[申請に必要なもの]

請求者及び配偶者、児童のマイナンバーのわかるもの、健康保険被保険者証の写し、請求者名義の口座がわかるもの、児童と別居している場合は「別居監護申立書」

[注意]

出生や転入の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れた場合、児童手当を受けられない期間が生じることがあります。

- 現況届

児童手当受給者が、6月分（10月支給）以降も引き続き児童手当を受給するためには、児童手当現況届の提出が必要になります。毎年6月1日から6月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した現況届を提出することになっています。

[申請に必要なもの]

請求者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの、健康保険被保険者証の写し、請求者名義の口座がわかるもの、児童と別居している場合は「別居監護申立書」。

[注意]

期限までの提出が間に合わない場合、10月支給予定の児童手当の支払いが遅れることがあります。

・転出

他の市区町村に住所が変わる場合は、安平町での児童手当の受給資格が消滅します。そのため、転出後の市区町村で児童手当を受給するためには、転出先の市区町村へ認定請求を提出する必要があります。

・児童手当の額改定

児童手当を受給されている方が、出生などにより支給の対象となる児童が増えたとき、または児童を養育しなくなったときには、額改定認定請求の提出が必要となります。額改定認定請求を提出した翌月分から児童手当の額が増額又は減額されます。

[注意]

出生や転入、転出の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れた場合、児童手当を受けられない期間が生じることがあります。

・資格の消滅

児童手当を受給されている方が、児童を養育しなくなったことなどにより、支給の対象となる児童がいなくなったときは、受給事由消滅届の提出が必要になります。

また、児童手当を受給されている方が、公務員になったときは、勤務先から児童手当が支給されることとなりますので、受給事由消滅届の提出が必要になります。

・児童手当振込先変更

児童手当を受給されている方の振込先口座を変更するときには、支払金融機関変更届の提出が必要になります。

なお、児童手当を受給されている方以外の名義の口座に変更することはできませんので、ご注意ください。

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp



○児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

支給額

- ・児童 1 人目～（全部支給）：43,070 円/月
（一部支給）：43,060 円～10,160 円/月
- ・児童 2 人目～（全部支給）10,170 円/月加算
（一部支給）：10,160 円～5,090 円/月
- ・児童 3 人目以降～（全部支給）：6,100 円/月加算
（一部支給）：6,090 円～3,050 円/月

支給方法

1月、3月、5月、7月、9月、11月の10日に指定された口座に振り込みます。

申請方法

- ・認定請求

対象者は次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している人に支給されます。また、児童が心身に一定以上のしょうがい（国民年金の障害等級1級相当）を有する場合は、20歳の誕生日まで手当が支給されます。

- ①父母が婚姻（事実上の婚姻を含む）を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度のしょうがい（国民年金の障害等級1級相当）にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑦父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑧婚姻によらないで生まれた児童

⑨父母ともに不明である児童

[児童扶養手当が支給されない場合]

①日本国内に住所が無いとき

②児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき

③父又は母の配偶者（戸籍上婚姻関係になくとも、事実上の婚姻関係にある者を含む。）に養育されているとき（ただし、父又は母が一定以上のしょうがいの場合を除く。）

④児童扶養手当受給者が母又は養育者であり、児童が父と生計を同じくしているとき（児童の父が一定以上のしょうがいの場合を除く。）

⑤受給者が父であり、児童が母と生計を同じくしているとき（児童の母が一定以上のしょうがいの場合を除く。）

[申請に必要なもの]

①請求者の戸籍謄本（離婚の場合、離婚年月日の記載があるもの。）

②児童の戸籍謄本（児童が請求者以外の戸籍謄本に記載されている場合。）

③振込先の通帳の写し

④請求者、児童のマイナンバーのわかるもの

⑤その他必要書類（請求者の事情によって異なりますので、事前に下記までお問い合わせください。）

[公的年金を受給している場合]

①児童扶養手当受給者が公的年金（老齢・遺族・障害年金）を受給している場合、所得に応じて計算した児童扶養手当のひと月あたりの金額と、公的年金のひと月あたりの金額を比較し、公的年金のひと月あたりの金額が児童扶養手当のひと月あたりの金額よりも低ければ、その差額を受給することができます。

②児童が公的年金を受給していたり、配偶者の障害年金の加算対象になっている場合は、その加算分について別途計算されます。

③障害年金受給者の場合、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を手当として受給できます。

④公的年金を受給したことの届出が遅れた場合、公的年金を過去に遡って受給された場合、既に支払われた児童扶養手当を返還いただく場合があります。

[所得制限 限度額表]

	受給者				扶養義務者	
	全部支給		一部支給		全部支給	
税法上 扶養親族	収入ベース (千円)	所得制限額 (千円)	収入ベース (千円)	所得制限額 (千円)	収入ベース (千円)	所得制限額 (千円)
0人	1,220	490	3,114	1,920	3,725	2,360
1人	1,600	870	3,650	2,300	4,200	2,740
2人	2,157	1,250	4,125	2,680	4,675	3,120
3人	2,700	1,630	4,600	3,060	5,150	3,500
4人	3,243	2,010	5,075	3,440	5,625	3,880
5人	3,763	2,390	5,550	3,820	6,100	4,260

※扶養義務者とは、受給者と生計を同じくしている親族（父母、兄弟姉妹、祖父母など）をいいます。

・現況届

児童扶養手当受給者は毎年8月中に児童の養育状況や年金の受給状況等を記入した現況届の提出が義務付けられています。2年間、現況届を提出しないと資格喪失になりますので、ご注意ください。

・手当の額改定

①対象児童が増えたときには、児童の戸籍謄本を提出してください。

②対象児童が減ったときには、手当額改定届を提出してください。

・資格の喪失

再婚（事実婚含む）、児童を養育しなくなった場合、児童が施設に入所した、里親委託されたときには、資格喪失届を提出してください。

- ・児童扶養手当を5年以上受給している場合

受給開始から5年以上経過する方などは手当の受給額が1/2に減額されます。なお、就業している、求職活動中などの一定の要件を満たす場合は、引き続きこれまでと同額の児童扶養手当を受給することができます。

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp



○出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産に費用がかかった場合に出産育児一時金を助成します。

事業対象

国民健康保険の加入者で妊娠4か月以上であれば支給の対象になります。

内 容

国民健康保険の加入者が出産した場合に、出産育児一時金が支給されます。支給される額は42万円（産科医療補償制度未加入病院等で出産する場合：40万8千円）

申請方法

(1) 直接支払制度を利用する場合

※出産育児一時金を、直接医療機関へ支払うもの

- ・医療機関等に保険証を提示して直接支払制度を利用することを申し出てください。
- ・出産費用が出産育児一時金を上回った場合は、役場への申請は必要ありません。
- ・出産費用が出産育児一時金を下回った場合は、その差額を世帯主に支給しますので、役場で申請してください。申請方法は、下の「直接支払制度を利用しない場合」をご覧ください。

(2) 直接支払制度を利用しない場合

※制度を利用した場合でも出産費用が一時金に満たない場合を含む申請のときに必要なものは、以下のとおりです。

- ・保険証
- ・世帯主の口座番号のわかるもの
- ・医療機関から交付される直接支払制度に関する合意文書
- ・医療機関から交付される出産費用の領収（明細）書



[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 国保・介護グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報によるお問い合わせ先

健康福祉課 国保・介護グループ

電話番号 0145-29-7072

メールアドレス kokuho@town.abira.lg.jp

○国保加入手続き

国民健康保険加入世帯に子どもが生まれた場合の国民健康保険の手続きについて。

内 容

お子さんの国民健康保険への加入手続きが必要です。必要なものをお持ちになって、必ず14日以内に役場で届出をしてください。加入手続き後、保険証を交付します。

また、合わせて出産育児一時金の申請手続きが必要な場合もあります。

申請方法

(必要なもの) 保険証、母子健康手帳

(出産育児一時金を申請する場合は、以下も必要です。)

- ・世帯主名義の銀行口座がわかるもの
- ・医療機関等から交付される直接支払制度利用の合意文書の写し
- ・医療機関等から交付される出産費用の領収明細書の写し

申請窓口

(総合庁舎) 健康福祉課 国保・介護グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ



特記事項

(注意事項)

- ・届出が遅れると、保険税は、国保の資格が発生したとき(勤務先の健康保険をやめたときなど)までさかのぼって(最高3年間)、支払わなければなりません。
- ・届出前までの医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

この情報によるお問い合わせ先

健康福祉課 国保・介護グループ

電話番号 0145-29-7072

メールアドレス kokuho@town.abira.lg.jp

○子ども医療費助成制度

安平町で安心して子育てが出来るよう、子ども医療費の一部をその保護者に助成することで、保護者の経済的負担を軽減します。

事業対象

安平町に住所を有する世帯に属する子ども（0歳から満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者）で、保護者に現に扶養・監護されている者が対象です。

※所得制限（主たる生計維持者の所得）

扶養人数	所得上限
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円
5人	8,120,000円



※6人以降加算額は、380,000円です。

※老人扶養親族がある場合は、加算額が異なります。

内 容

通院・入院医療費ともに保険診療のものが対象です。

（医療費の自己負担額）

自己負担額はありません。

申請方法

（申請に必要なもの）

①お子さんの健康保険証

②在学証明書等（中学校卒業後のお子さんの申請に必要）

※安平町へ転入された方、生計維持者が町外に住んでいる方は、下記③（生計維持者分）が必要な場合がありますので、下記までご相談ください。

③マイナンバーカードまたは所得・課税証明書（所得額・控除額・扶養人数・課税内容の記載があるもの）

医療機関を受診するときは

①受給者証は、北海道内で使用できます。健康保険証と一緒に受給者証を医療機関の窓口で掲示してください。

※道外の医療機関を受診したときは、医療費の払い戻しの手続きをすることで、助成が受けられます。

②限度額適用認定証または限度額適用標準負担額減額認定証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。

③特定疾病療養受療症や自立支援医療受給者証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。

※公費負担医療を受けられる場合は、そちらが優先されます。

④交通事故や第三者の好意による負傷で医療機関を受診する場合は、受給者証は使えません。

⑤学校管理下でのけが等での受診の場合は、独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用です。受給者証は使えないので、ご注意ください。

届出が必要なとき

次のようなときは、役場へ届出が必要です。

- ①住所・氏名に変更があったとき
- ②健康保険証に変更があったとき
- ③他の市町村に転出または死亡したとき
- ④受給者証を失くした・汚したとき
- ⑤主たる生計維持者に変更があったとき
- ⑥世帯員に異動があったとき

医療費の払い戻しについて

次のようなときは、申請により医療費の払い戻しを受けられます。

- ①道外の医療機関を受診したとき
- ②受給者証を医療機関に掲示せず受診したとき（使用できなかった場合）
- ③補装具・治療用装具を作ったとき

医療費の払い戻し申請に必要なもの

- ・領収書

※領収書は、受給者氏名・診療点数・初診の有無・領収印・領収年月日がないものは無効となります。また、5年を経過した領収書は払い戻しできません。

- ・保険証
- ・受給者証
- ・振込先口座がわかるもの

申請窓口

（総合庁舎）健康福祉課 国保・介護グループ

（総合支所）住民サービス課 住民サービスグループ

この情報によるお問い合わせ先

健康福祉課 国保・介護グループ

電話番号 0145-29-7072

メールアドレス kokuho@town.abira.lg.jp

○ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の母または父及び児童に対し医療費を助成することで、保護者の経済的負担を軽減します。

事業対象

(1) 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親家庭の父母及び児童

(2) 父母のいない家庭に扶養される(1)に該当する児童

※(1)、(2)とも、保護者に監護・扶養されていれば18歳～19歳の子も対象となります。

※所得制限(主たる生計維持者の所得)

扶養人数	所得上限
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円
4人	3,880,000円
5人	4,260,000円



※6人以降加算額は、380,000円です。

※老人扶養親族がある場合は、加算額が異なります。

※養育費の8割を所得として加算します。

内容

通院・入院医療費ともに保険診療のものが対象です。

(医療費の一部負担金額)

①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

自己負担額はありません。

②親及び上記①以外の児童(20歳月末まで)

【非課税世帯】

初診時～医科580円、歯科510円、柔道整復270円、訪問看護は医療費の1割負担

再診時～無料

【課税世帯】

初診時・再診時～総医療費の1割

申請方法

[申請に必要なもの]

①父または母とお子さんの健康保険証

②戸籍謄本、児童扶養手当証書、遺族年金証書など、ひとり親家庭等であることを証明できる書類

③在学証明書等（中学校卒業後のお子さんの申請に必要）

※安平町へ転入された方、生計維持者が町外に住んでいる方は、下記④（生計維持者分）が必要な場合がありますので、ご相談ください。

④マイナンバーカードまたは所得・課税証明書（所得額・控除額・扶養人数・課税内容の記載があるもの）

医療機関を受診するときは

①受給者証は、北海道内で使用できます。健康保険証と一緒に受給者証を医療機関の窓口で掲示してください。

※道外の医療機関を受診したときは、医療費の払い戻しの手続きをすることで、助成が受けられます。

②限度額適用認定証または限度額適用標準負担額減額認定証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。

③特定疾病療養受療症や自立支援医療受給者証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。

※公費負担医療を受けられる場合は、そちらが優先されます。

④交通事故や第三者の好意による負傷で医療機関を受診する場合は、受給者証は使えません。

⑤学校管理下でのけが等での受診の場合は、独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用です。受給者証は使えませんので、ご注意ください。

届出が必要なとき

次のようなときは、役場へ届出が必要です。

①住所・氏名に変更があったとき

②健康保険証に変更があったとき

③他の市町村に転出または死亡したとき

④受給者証を失くした・汚したとき

⑤主たる生計維持者に変更があったとき

⑥世帯員に異動があったとき

医療費の払い戻しについて

次のようなときは、申請により医療費の払い戻しを受けられます。

① 月額上限を超えたとき

課税状況	対象範囲	上限
非課税	訪問看護	【月額】 8,000 円（各制度区分の個人上限）
課税	通院＋訪問看護	【月額】 18,000 円（各制度区分の個人上限） 【年額】 144,000 円（各制度区分の個人上限）
課税	通院＋入院	【月額】 57,600 円（各制度区分の世帯上限）（多数該当 44,400 円）

- ②道外の医療機関を受診したとき
- ③受給者証を医療機関に掲示せず受診したとき（使用できなかった場合）
- ④補装具・治療用装具を作ったとき

医療費の払い戻し申請に必要なもの

- ・領収書

※領収書は、受給者氏名・診療点数・初診の有無・領収印・領収年月日がないものは無効となります。また、5年を経過した領収書は払い戻しできません。

- ・保険証
- ・受給者証
- ・振込先口座がわかるもの

申請窓口

- （総合庁舎）健康福祉課 国保・介護グループ
- （総合支所）住民サービス課 住民サービスグループ

この情報によるお問い合わせ先

- 健康福祉課 国保・介護グループ
- 電話番号 0145-29-7072
- メールアドレス kokuho@town.abira.lg.jp

○重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障害者に対し医療費を助成することで、経済的負担を軽減します。

事業対象

- （1）身体障害者手帳 1～3 級（3 級は内部障害のみ）の交付を受けている方
- （2）療育手帳あるいは精神科医師の診断書で重度認定を受けている方
- （3）精神保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方（通院のみ対象）

※所得制限（主たる生計維持者の所得）

扶養人数	所得上限
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
4人	7,175,000円
5人	7,388,000円

※6人以降加算額は、213,000円です。

※老人扶養親族がある場合は、加算額が異なります。

内 容

通院・入院医療費ともに保険診療のものが対象です。

※ただし、上記対象者（3）の方は、通院医療費の保険診療のみ対象です。

①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

自己負担額はありませぬ（令和3年8月診療分から）。

②上記①以外の方

【非課税世帯】

初診時～医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復 270 円

訪問看護は医療費の1割負担

再診時～無料

【課税世帯】

初診時・再診時～総医療費の1割

※後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、負担割合が1割の方は、重度心身障害者医療受給者証の自己負担額（総医療費の1割）と同一のため、受給者証は交付されませぬ。



申請方法

【申請に必要なもの】

①健康保険証

②しょうがいの程度を証明するもの（次の（1）～（3）のうちいずれか）

（1）身体障害者手帳

（2）療育手帳または「重度」の判定（診断）書

（3）精神障害者保健福祉手帳

※安平町へ転入された方、生計維持者が町外に住んでいる方は、下記④（生計維持者分）が必要な場合がありますので、ご相談ください。

③マイナンバーカードまたは所得・課税証明書（所得額・控除額・扶養人数・課税内容の記載があるもの）

医療機関を受診するときは

①受給者証は、北海道内で使用できます。健康保険証と一緒に受給者証を医療機関の窓口で掲示してください。

※道外の医療機関を受診したときは、医療費の払い戻しの手続きをすることで、助成が受けられます。

②限度額適用認定証または限度額適用標準負担額減額認定証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。

③特定疾病療養受療症や自立支援医療受給者証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。

※公費負担医療を受けられる場合は、そちらが優先されます。

- ④交通事故や第三者の好意による負傷で医療機関を受診する場合は、受給者証は使えません。
- ⑤学校管理下でのけが等での受診の場合は、独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用です。受給者証は使えませんので、ご注意ください。

届出が必要なとき

次のようなときは、役場へ届出が必要です。

- ①住所・氏名に変更があったとき
- ②健康保険証に変更があったとき
- ③他の市町村に転出または死亡したとき
- ④受給者証を失くした・汚したとき
- ⑤主たる生計維持者に変更があったとき
- ⑥世帯員に異動があったとき

医療費の払い戻しについて

次のようなときは、申請により医療費の払い戻しを受けられます。

① 月額上限を超えたとき

課税状況	対象範囲	上限
非課税	訪問看護	【月額】 8,000 円（各制度区分の個人上限）
課税	通院＋訪問看護	【月額】 18,000 円（各制度区分の個人上限） 【年額】 144,000 円（各制度区分の個人上限）
課税	通院＋入院	【月額】 57,600 円（各制度区分の世帯上限）（多数該当 44,400 円）

- ②道外の医療機関を受診したとき
- ③受給者証を医療機関に掲示せず受診したとき（使用できなかった場合）
- ④補装具・治療用装具を作ったとき

医療費の払い戻し申請に必要なもの

- ・領収書

※領収書は、受給者氏名・診療点数・初診の有無・領収印・領収年月日がないものは無効となります。また、5年を経過した領収書は払い戻しできません。

- ・保険証
- ・受給者証
- ・振込先口座がわかるもの

申請窓口

（総合庁舎）健康福祉課 国保・介護グループ

（総合支所）住民サービス課 住民サービスグループ

この情報によるお問い合わせ先

《しょうがいのある子どもへの支援》

○身体障害者手帳の交付

身体にしょうがいを持つ方に交付しています。



対象

視覚、聴覚、音声・言語又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能または肝臓などに、永続するしょうがいがあると診断された方

申請方法

[身体障害者手帳の各種手続きと必要な提出書類等]

区分	提出書類等	申請書 (届出書)	診断書 意見書	顔写真 1枚	お持ちの 身体障害者手帳	マイナンバー のわかるもの
新規申請		※窓口で記入	○	○		○
障害程度変更・追加			○	○	○	○
居住地・氏名等の変更					○	○
再交付				○		○
返還					○	

※診断書・意見書は、身体障害者福祉法に基づく指定を受けた医師が作成したものでなければ有効となりませんので、事前にお問い合わせください。

※顔写真のサイズは縦4cm横3cmのものを提出ください。

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○療育手帳の交付

心身の発達期である概ね18歳までに現れた、生活上の適応障害を伴う知的しょうがいのために、医療・教育・福祉等の生活場面で援助を必要とする状態の方に、そのしょうがいの程度に応じて、療育手帳が交付されます。

[申請前に判定を受ける必要があります]

交付申請を行う前に、心理検査等でしょうがいの程度を判定する必要があります。

18歳未満の方は室蘭児童相談所苫小牧分室で心理検査等の判定を受ける必要があります。判定を受けるには、室蘭児童相談所苫小牧分室で直接判定を受けることもできますし、安平町内での巡回相談時に判定を受けることができます。

18歳以上の場合は、安平町役場健康福祉課職員による聞き取り調査の後、札幌市にある北海道立心身障害者総合相談所で心理検査等の判定を受ける必要があります。

※判定の申込先及び問合せ先

・18歳未満の方

①室蘭児童相談所苫小牧分室での直接判定

～室蘭児童相談所苫小牧分室 電話：0144-61-1882

②室蘭児童相談所苫小牧分室による安平町巡回相談

～安平町役場健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

・18歳以上の方

～安平町役場健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

[しょうがい程度について]

①A判定

知能指数（IQ）が概ね35以下であり、日常生活に常時介護が必要な方で、下記のいずれかの要件に該当する方。

・食事、着脱衣、排泄及び洗面などの日常生活に介護が必要な方で、社会生活への適応が著しく困難である方。

・頻繁なてんかん等の発作、又は失禁、異食、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とする方。

・盲、若しくはろうあ、又は肢体不自由により身体障害者手帳（1～3級）の交付を受けている方であって、知能指数（IQ）が概ね50以下である方。

②B判定

上記以外の知的障害の方

※障害程度は、日常生活、社会生活等の能力を総合的に判断して決定されるため、知能指数（IQ）だけでは一概に区別できません。

申請方法

[療育手帳の各種手続きと必要な提出書類等]

区分	提出書類等	申請書 (届出書)	顔写真 1枚	お持ちの 療育手帳
新規申請		※窓口で記入	○	
居住地・氏名等の変更				○
再交付			○	
返還				○

※顔写真のサイズは縦4cm横3cmのものを提出ください。

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp



○精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方で、初診後6か月を経過しても、精神のしょうがいのために長期に渡って生活上の適応にしょうがいのある方に、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

対象

統合失調症、うつ病、気分障害、発達障害、精神障害などにより生活に制限があると判定された方

申請方法

[手帳の各種手続きと必要な提出書類等]

区分	提出書類等	申請書	診断書 又は障害 年金証書	顔写真 1枚	お持ちの 精神障害者 保健福祉手帳	マイナンバーのわかる もの
新規申請		※窓口で記入	○	○		○
更新申請			○		○	○
障害等級変更			○	○	○	○
居住地・氏名等の変更					○	○
札幌市・他県等からの転入				○	○	○
再交付				○		○
返還						○

※精神障害を事由として障害年金を受給している場合には、診断書に代わって障害年金証書により申請することができます。この場合、精神障害者保健福祉手帳の等級は、障害年金の等級と同じになります。有効期間は2年間となります。

※顔写真のサイズは縦4cm横3cmのものを提出ください。

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 健康推進グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp



○自立支援医療について

(1) 育成医療

満18歳未満で身体にしょうがいのある児童が、その身体上のしょうがいを軽減し、日常生活能力を得るために必要な医療給付が公費で受けられます。

○各種手続きと必要書類

手続き	提出書類等			マイナンバーのわかるもの
	申請書	意見書	保険証	
新規申請	窓 口 で 記 入	○	○	○
再認定		○	○	○
居住地・氏名等の変更				○
医療機関、上限額の変更			○	○

○対象となる医療内容

区分	医療内容
視覚障害	角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術
聴覚障害	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳
音声・言語・そしゃく機能障害	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法
心臓機能障害	弁形成術、大動脈-冠動脈バイパス術、A-スケー植込み術
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法
小腸機能障害	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	肝移植術、肝移植後の抗免疫療法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法

(2) 精神通院医療

通院による精神医療を継続的に受ける精神しょうがい者等に対して、必要な医療給付が公費で受けられます。

手続き	提出書類等					マイナンバーのわかるもの
	申請書	診断書	保険証	受給者証		
新規申請	□窓※	○	○		○	

再認定申請		○ (2年に1回)	○	○	○
居住地・氏名等の変更				○	○
医療機関、上限額の変更			○	○	○

○各種手続きと必要書類

○対象となる医療内容

医療内容	
診察	
処方薬（院外処方の場合は、薬局を指定医療機関として申請する必要があります）	
デイケア、ナイトケア、ショートケア <ul style="list-style-type: none"> ・社会生活機能の回復を目的として、レクリエーションやミーティングなどのグループ活動を通して、人とのふれあい、仲間作りや生活のリズムを維持するための活動です。 ・通院中の精神しょうがい者等で、主治医の指示がある方が利用できます。 	
訪問看護（訪問看護ステーション等の場合は、指定医療機関として訪問看護ステーション等を申請する必要があります）	

（3）自立支援医療の自己負担

自立支援利用を利用した場合の自己負担は、原則1割負担となりますが、世帯の課税状況に応じて、ひと月あたりの負担額に上限が設定されます。所得の高い方は、自立支援医療の対象外となり、医療保険の自己負担額をお支払いいただくこととなりますが、高額な治療を長期間にわたり継続される方（重度かつ継続）は、ひと月あたりの負担額に上限額が設定されます。

所得区分		町民税							
上限額	生活保護	非課税		課税					
		収入		所得割額					
		年収 80 万円以下	年収 80 万円以上	33,000 円未満	33,000 円 ~ 235,000 円	235,000 円 ~			
月額	0 円	2,500 円	5,000 円	【更生医療・精神通院医療】 医療保険の上限額			対象外		
				【育成医療】 5,000 円	【育成医療】 5,000 円				
				重度かつ継続					
				5,000 円	10,000 円	20,000 円			

※自立支援医療における「世帯」とは自立支援医療を受給する方が加入している医療保険単位となります（異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」となります）。

※「重度かつ継続」とは、次の①～③のいずれかの場合です。

①腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方

②精神保健指定医によって、集中的・継続的な通院医療を有すると判断された場合。

③同一世帯で過去12か月以内に高額療養費の支給を3回以上受けた場合。

[申請窓口]

（総合庁舎）健康福祉課 福祉グループ

（総合支所）住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○障害児福祉手当

20歳未満の方で、重度のしょうがいの為、常時介護を必要とする在宅の方に支給される手当です。所得制限があります。

支給額

14,850円/月

支給方法

年4回（5・8・11・2月）

申請方法

[申請手続きに必要なもの]



申請に必要なもの	備考
マイナンバーのわかるもの	
戸籍謄本（全員分）	
住民票（世帯全員分）	

通帳の写し	申請者名義
身体障害者手帳又は療育手帳	所持者のみ
診断書	しょうがいの区分により様式が異なるので、申請前に相談ください。

○施設入所者や長期入院中の方（継続して3ヶ月以上）、及び所得が一定額以上ある方は支給の対象外となります。

[申請窓口]

（総合庁舎）健康福祉課 福祉グループ

（総合支所）住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○特別児童扶養手当

20歳未満のしょうがい児（者）（障害の程度により1級または2級に区分されます）を養育される方が対象です。所得制限があります。

支給額

1級 52,400円

2級 34,900円

支給方法

年3回（4・8・12月）

申請方法

[申請手続きに必要なもの]



申請に必要なもの	備考
マイナンバーのわかるもの	
戸籍謄本（全員分）	
住民票（世帯全員分）	
通帳の写し	申請者名義

身体障害者手帳又は療育手帳	所持者のみ
診断書	しょうがいの区分により様式が異なるので、申請前に相談ください。

○施設入所者や長期入院中の方（継続して3ヶ月以上）、及び所得が一定額以上ある方は支給の対象外となります。

[申請窓口]

（総合庁舎）健康福祉課 福祉グループ

（総合支所）住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○日常生活用具の給付

在宅の身体しょうがい児（者）の方が、より円滑に日常生活ができるよう、浴槽、特殊寝台などの日常生活用具を給付または貸与します。ただし、課税状況に応じて原則1割の自己負担があります。

対象

身体障害者手帳の交付を受けた方、療育判定を受けた方などで原則、在宅の方（用具によっては入院、施設入所中でも給付可）

給付対象となる日常生活用具

[介護・訓練支援用具]

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド

[自立生活支援用具]

入浴補助用具、便器、歩行補助杖、移動・移譲支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置

[在宅療養等支援用具]

透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機、酸素ポンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

[情報・意思疎通支援用具]

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器。盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工咽頭、点字図書

[排泄管理支援用具]

畜尿袋、畜便袋、紙おむつ、収尿器

[住宅改修費]

居宅生活動作補助用具（住宅改修）

[費用負担]

所得区分	世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯に属する方	基準額の0.5割負担
一般	町民税課税世帯で本人又は世帯員のうち、最多収入者の町民税所得割額が46万円未満	基準額の1割負担

申請方法

購入予定事業者からの見積書を持参の上、下記まで申請ください。

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 福祉グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp



○補装具費の支給

補装具を使用することにより、日常生活や職業生活が容易になる方に補装具を交付し、その修理も行います。

対象

身体障害者手帳の交付を受けている方



支給対象となる補装具種目

障害種別	補装具種目
肢体不自由等	義肢、装具、座位保持装置、☆車椅子、☆電動車椅子、☆歩行器、☆歩行補助杖（一本杖以外）、重度障害者用意思伝達装置 【児童のみ】 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
視覚しょうがい等	盲人安全杖、義眼、眼鏡（色眼鏡以外）
聴覚しょうがい等	補聴器
言語機能しょうがい等	重度障害者用意思伝達装置

※☆の用具は介護保険法の福祉用具と同様

[費用負担]

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	町民税非課税世帯に属する方	
一般	町民税課税世帯で、本人又は世帯員のうち、最多収入者の町民税所得割額が46万円未満	37,200円

申請方法

購入予定事業者からの見積書を持参の上、下記まで申請ください。

[申請窓口]

（総合庁舎）健康福祉課 福祉グループ

（総合支所）住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○しょうがい福祉サービス

身体、知的、精神にしょうがいのある方が住み慣れた地域で生活するための在宅サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）や、施設サービス（施設入所支援、グループホーム）を受けることができる制度です。

対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、特定疾患、医師の診断書などにより、しょうがいがあると認定されている方

サービスの種類

[障害児相談支援（児童福祉法）]

しょうがいをお持ちの方が、地域で生活する上で必要となる相談援助を行い、下記サービスを利用するために必要となるサービス等利用計画を作成します。

サービス名	サービス内容
・障害児支援 利用援助 ・継続障害児支援 利用援助	障害児通所支援を利用するにあたり、心身の状況やサービス利用に関する意向などを踏まえ、必要となる障害児支援利用計画（案）を作成します。 また、実際の障害児通所支援利用開始後、一定期間ごとにサービス利用状況を点検し、よりの確なサービス利用のあり方に向けて連絡調整等を行います。 ※障害児通所支援利用を希望する場合は、サービス等利用計画の作成が必須となります。

[介護給付（障害者総合支援法）]

○しょうがいがある程度の方に対して、生活上・療育上に必要な支援を行います。下記項目にある障害福祉サービスで、介護保険法にも同様のサービスがある場合には、原則的に介護保険法のサービス利用が優先となります。

サービス名	サービス内容
・居宅介護	自宅における入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。

・重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常に介護を必要とするしょうがい者に対して、居宅介護の項目で示した援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
・同行援護	視覚しょうがいによって、移動に著しい困難がある方に対して、外出時の代筆・代読を含む視覚的情報の支援や移動の援護を行います。
・行動援護	知的・精神にしょうがいのある方で、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方に対して、危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
・短期入所	自宅で介護する方が病気にかかる等の理由で、施設への短期間の入所を必要とする方に対して、施設で入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。

[利用者負担]

○原則として、利用したサービス費用の1割負担が利用者負担となります。

①負担上限月額（原則）

ただし、障害福祉サービス及び障害児通所支援については、サービスの種類及び所得に応じて、次のとおり1ヶ月あたりの負担額に上限が設定されます。この場合、同月内に利用したサービスの量にかかわらず、当該上限額以上の利用者負担は発生しません。

所得区分		対象となる利用者	負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得		町民税非課税世帯に属する方	0円
課税世帯	一般1	(1) 共同生活援助、宿泊型自立訓練以外のサービス利用者で、次のいずれかに該当する方 ア 施設に入所していない18歳以上の方で、利用者本人とその配偶者の町民税の所得割の額の合計が16万円未満となる方 イ 施設に入所する20歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の町民税の所得割の額の合計が28万円未満となる方	9,300円 ((2)の場合、4,600円)

		(2) 施設に入所していない18歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の町民税の所得割の額の合計が28万円未満となる方	
	一般2	町民税課税世帯に属する方で、一般1に該当しない方	37,200円

※この表においての「世帯」の範囲は、利用者本人とその配偶者（利用者本人が18歳未満の児童又は20歳未満の施設入所者である場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。

②高額障害福祉サービス

同一世帯の中で、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する方が複数いる場合や、これらの福祉サービスを利用している方が、介護保険サービスを利用した場合でも、負担上限月額は変わりません。

なお、障害福祉サービスと補装具費の負担上限月額は合算することになりました。

③利用者負担軽減措置

通所施設においても、食費等の実費負担が各施設で金額が設定されていますが、①の表の低所得、一般1に該当する利用者については、経過措置として食材料費のみ負担し、本来の額のおよそ1/3の負担となります。

○これらの負担軽減措置を講じても、なお定率負担や食費等を負担することで生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げるとともに、食費等の実費負担額を引き下げます。

④多子軽減措置

○町民税課税者である同一保護者について、幼稚園や保育所、児童発達支援事業所等を利用した未就学の児童が複数いる場合、児童発達支援等の負担上限月額の軽減が受けられる場合があります。

申請方法

申請手続きの前に、利用するサービスのご希望を確認させていただきますので、事前にご相談ください。

[障害福祉サービスの申請先]

(総合庁舎) 健康福祉課福祉グループ

(総合支所) 住民サービス課住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○しょうがい児通所サービス

身体、知的、精神にしょうがいのある子どもが、生活に必要な訓練を受け、生活の質を向上させていくために、通所先の施設において必要な療育支援を受けられるサービスです。

対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、特定疾患、医師の診断書などにより、しょうがいがあると認定されている方

サービスの種類

○しょうがい児（療育を行う必要があると認められた児童を含みます。）に対して、通所先の施設において、必要な療育・支援を行います。

サービス名	サービス内容
・児童発達支援	療育指導を実施する施設で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
・医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対して、医療機関等で児童発達支援及び治療を行います。
・放課後等サービス	小学生、中学生、高校生である児童に対して、授業終了後又は学校休業日に、療育指導を実施する施設で、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
・保育所等訪問支援	保育園、幼稚園などに通う児童に対して、療育指導を実施する施設の指導員が、実際に通う保育園等を訪問して集団療育等の専門的な支援を行います。

[利用者負担]

○原則として、利用したサービス費用の1割負担が利用者負担となります。

①負担上限月額（原則）

ただし、障害児通所支援については、サービスの種類及び所得に応じて、次のとおり1ヶ月あたりの負担額に上限が設定されます。この場合、同月内に利用したサービスの量にかかわらず、当該上限額以上の利用者負担は発生しません。

所得区分		対象となる利用者	負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得		町民税非課税世帯に属する方	0円
課税世帯	一般1	(1) 共同生活援助、宿泊型自立訓練以外のサービス利用者で、次のいずれかに該当する方 ア 施設に入所していない18歳以上の方で、利用者本人とその配偶者の町民税の所得割の額の合計が16万円未満となる方 イ 施設に入所する20歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の町民税の所得割の額の合計が28万円未満となる方 (2) 施設に入所していない18歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の町民税の所得割の額の合計が28万円未満となる方	9,300円 ((2) の場合、 4,600円)
	一般2	町民税課税世帯に属する方で、一般1に該当しない方	37,200円

※この表においての「世帯」の範囲は、利用者本人とその配偶者（利用者本人が18歳未満の児童又は20歳未満の施設入所者である場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。

②高額障害福祉サービス

同一世帯の中で、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する方が複数いる場合や、これらの福祉サービスを利用している方が、介護保険サービスを利用した場合でも、負担上限月額は変わりません。

なお、障害福祉サービスと補装具費の負担上限月額は合算することになりました。

③利用者負担軽減措置

通所施設においても、食費等の実費負担が各施設で金額が設定されていますが、①の表の低所得、一般1に該当する利用者については、経過措置として食材料費のみ負担し、本来の額のおよそ1/3の負担となります。

○これらの負担軽減措置を講じても、なお定率負担や食費等を負担することで生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げるとともに、食費等の実費負担額を引き下げます。

④多子軽減措置

○町民税課税者である同一保護者について、幼稚園や保育所、児童発達支援事業所等を利用した未就学の児童が複数いる場合、児童発達支援等の負担上限月額の軽減が受けられる場合があります。

⑤障害児通所給付費の利用者負担無償化

○障害児通所給付費のうち、児童発達支援を利用する場合は、幼児教育無償化に伴い、利用者負担が無償化されました。

申請方法

申請手続きの前に、利用するサービスのご希望を確認させていただきますので、事前にご相談ください。

[児童発達支援の申請先]

(総合庁舎) 健康福祉課福祉グループ

(総合支所) 住民サービス課住民サービスグループ



この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○しょうがい者等及び特定疾患等交通費助成

通院や通所に係る交通費を助成する事業です。

対象

自立支援医療（人工透析、精神通院）、しょうがい福祉サービス事業所やしょうがい児通所サービス事業所に通所している方、特定疾患により通院している方

内容

通院治療及び通所のために利用したJR・路線バスの往復料金の1/2を助成します。

申請方法

[受給資格の申請]

対象要件のわかる書類を持参し、下記窓口まで申請ください。

[助成金の請求]

①3～6月分

医療機関等の通所機関からの上記機関に通所等をしている証明書、振込先のわかるものを持参し、4月に下記窓口まで申請ください。

②7～10月分

医療機関等の通所機関からの上記機関に通所等をしている証明書、振込先のわかるものを持参し、11月に下記窓口まで申請ください。

③11～2月分

医療機関等の通所機関からの上記機関に通所等をしている証明書、振込先のわかるものを持参し、3月に下記窓口まで申請ください。

[申請窓口]

(総合庁舎) 健康福祉課 福祉グループ

(総合支所) 住民サービス課 住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課 福祉グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp



《子育て施設や各種事業》

○認定こども園について

「こども園ってどんなところ？」

認定こども園とは、幼稚園・保育園の機能、さらに子育て支援の機能を合わせ持ち、0～5歳までの子どもたちが一貫したカリキュラムのもとで、教育・保育を受けることができる新しい施設です。



安平町の認定こども園は、児童福祉複合施設の中にあり、子育て支援センター・児童館・児童センター・放課後児童クラブと併設しています。そのため、就学前の子どもと小学生の児童が両方にいる場合、お迎えはこの場所一箇所ですべてが完結します。

また、この施設は0歳から18歳まで、いろいろな世代が集まることのできる場所です。さまざまな人々とのふれあいを大切にする中で、社会性や地域の絆を培っていきながら、保育・教育にあたります。

平成28年度より早来地区のこども園が、平成29年度からは追分地区のこども園が、民間法人と安平町との協力により運営しています。

この協力関係を「公私連携」と言い、はやきた子ども園においては、学校法人との公私連携としては全国初のケースです。また、両園では、学校運営協議会（いわゆる「コミュニティ・スクール」）と同等の組織が設置されていて、これも全国に類を見ないケースとなっています。

運営法人

はやきた子ども園

- ・運営法人：学校法人リズム学園
- ・TEL：0145 - 22 - 2510
- ・FAX：0145 - 22 - 2247
- ・H P：<http://hayakita-kodomoen.jp/>

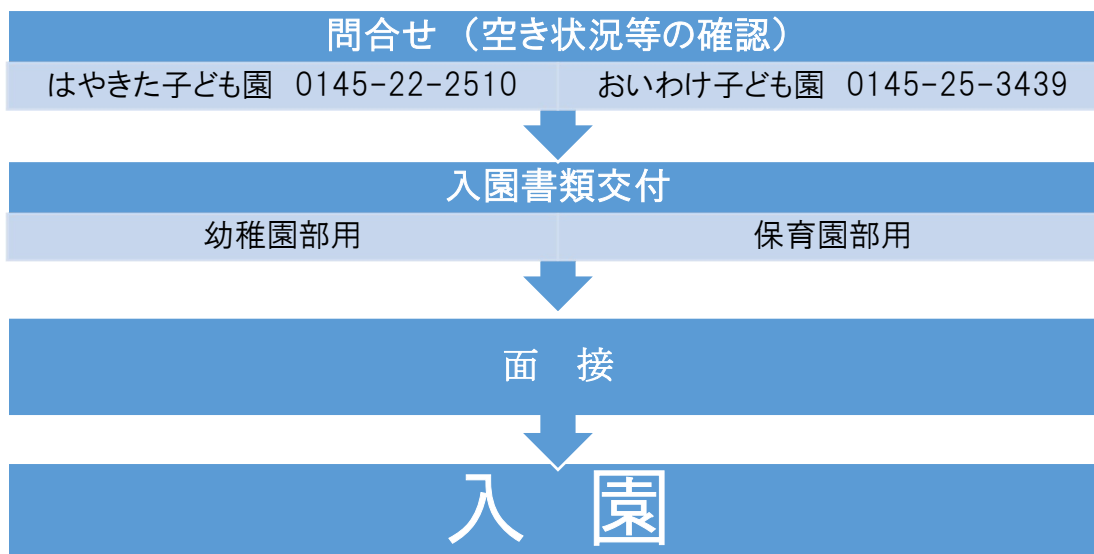


おいわけ子ども園

- ・運営法人：社会福祉法人 追分福祉会
- ・TEL：0145 - 25 - 3439
- ・FAX：0145 - 25 - 3404
- ・H P：<http://oiwake-kodomoen.com/>

未来を
育てる

入園までの流れ



この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育グループ
電話番号 0145-29-7036
メールアドレス kosodate-tantou@town.abira.lg.jp



○はやきた子ども園



はやきた子ども園について

「子ども園」って何? …… 「子ども園」とは、①幼稚園 ②保育所 ③子育て支援の3つが一つになった施設です。0歳から就学前までのすべての子ども達が教育・保育を受けることができます。

町立じゃないの? …… 平成28年4月から「学校法人リズム学園」が運営する私立の子ども園です。

「学校」なの? …… 3歳以上は学校法人が運営する私立学校です。

「リズム学園」って何? …… リズム学園は、恵庭市に学園本部がある学校法人です。明治21



年に母体である^{だいあんじ}大安寺の境内で寺子屋が始まり、それが後に恵庭市立恵庭小学校になりました。その後、昭和33年に恵庭市内初の幼稚園を設立、平成26年からは恵庭市から委託を受け、保育所型認定こども園あいおい子ども園（前恵庭市こすもす保育園）を運営しています。

何歳から入れるの? ... 保護者が就業（共働き等）している場合は、生後8か月以上であれば、保育園利用として、いつからでも、何歳からでも入れます。共働き等以外であれば、満3歳になった翌月1日より幼稚園利用として入園できます。

はやきた子ども園の概要

園名	公私連携幼保連携型認定こども園 学校法人リズム学園 はやきた子ども園 はやきたゆきだるま保育園
所在地	〒059-1501 北海道勇払郡安平町早来大町156番地1
連絡先	0145-22-2510
設置者	学校法人リズム学園
認可定員	150名（変更する可能性があります）

全道初！！
※学校法人との公私連携

クラス編成

年齢	クラス名	編成
0・1歳児	すまいる組	保育所の2歳未満児クラス
2歳児	どりのむ組	保育所の2歳児、幼稚園の満3歳児混合クラス
3歳児	ほっぴ組	保育所、幼稚園混合クラス 入所児が多い場合、複数クラスとなります。
4歳児	すてっぴ組	
5歳児	じゃんぴ組	

保育時間

事業	時間
保育所（保育標準時間）	午前7時15分から午後6時まで
保育所（保育短時間）	午前7時15分から午後3時15分まで
幼稚園	午前9時から午後2時まで

	※年度開始日から5日以内で短縮保育あり	
預かり保育	午後2時から午後3時15分まで 午後3時15分から午後6時まで	
一時預かり保育	短時間保育	午前9時から午後2時まで
休日保育	長時間保育	午前7時15分から午後6時まで

保育料以外に必要な費用について

◎ 面接審査料（3歳児以上の幼稚園のみ）

面接審査料 2,000円



◎ 毎月の納入金

	幼稚園（1号認定） 満3歳～5歳	幼稚園（1号認定） 満3歳～5歳 ◎苫小牧から	保育所（2号認定） 3歳～5歳	保育所（3号認定） 0歳～2歳
給食代	3,320円	3,320円	6,230円	-
バス代	-	2,000円	-	-
合計	教育費+3,320円	教育費+5,320円	6,230円	保育料のみ

※保育料は、「保育料（各園共通）」ページをご覧ください。

→ 0歳～2歳の給食費は保育料に含まれます。 ※上記費用のうち給食費は、令和3年度基準です。年によって変動します。

※満3歳～5歳の給食費は、町民税課税状況により、一部免除される場合があります。

◎ 実費経費

一時預かり（旧預かり保育）/休日保育の利用料

任意参加イベントの会費等

※ 遠足、行事、暖房、バスに関する費用は、すべて保育料に含まれます。

※ 実費経費は、翌月の保育料引落の際に、保育料と一緒に引落します。

※ 一時預かり休日保育①・②の利用料のみ利用当日に支払い（電子マネー、現金）となります（在園児は保育料と一緒に口座引落となります）。



◎ 諸経費の納入方法

毎月の保育料は、保護者の指定口座より自動引き落としとして納付いただきます。

□自動引き落としは、毎月 27 日翌月分の保育料が引き落とされます。

□保育日数（出席日数が月の半分以下等）による保育料の減額はありません。

□保育料を 3 か月以上滞納された場合、幼稚園利用の場合は退園、保育園利用の場合は「子ども・子育て支援法」の規定に基づく滞納処分として、町により財産の差押えを執行し、滞納保育料および延滞金に充てることとなります。必ず納期限までに納付してください。

一時預かり保育について

	早朝預かり	保育後預かり①	保育後預かり②	午前保育の保育後預かり	一時預かり休日保育①	一時預かり休日保育②
対象	幼稚園利用の満 3 歳児～5 歳児				町内在住の 8 か月以上（離乳食完了）から就学前までの幼児	
時間	午前 7 時 15 分 ～ 午前 8 時 30 分	午後 2 時 15 分～ 午後 3 時 15 分	午後 3 時 15 分～ 午後 6 時	午前 11 時 30 分 ～ 午後 6 時	午前 9 時 ～ 午後 2 時	午前 7 時 15 分 ～ 午後 6 時
料金	100 円	200 円	200 円	4 時間まで 400 円 4 時間超える 500 円	890 円	1,890 円
申込	不要	前日 18 時まで (ネット予約可)		7 日前まで (ネット予約可)	7 日前まで (ネット予約可)	
支払	翌月の保育料引落の際に、保育料と一緒に引落				利用当日に支払い ※在園児は保育料口座引落	

(1) 利用時間の確認は、iPad（電波時計）を使用します。お迎えの際に iPad をタッチしてお迎え時刻を確認してください。

(2) 幼稚園利用児が教育日の午前 8 時 30 分以前に園児を送ってきた場合、早朝預かりとして 利用料が発生します。送ってきた際に先生へ声をかけ、園児を預けてください。

(3) 保育後預かりは、事前申込みの他、当日午後 2 時 15 分までにお迎えがない場合は、事前申込みがなくても預かり保育利用として園児を預かります。（費用が発生します）また、午後 3 時 15 分までにお迎えがない場合も同様です。（午前保育は午前 11 時 30 分）

(4) 午前保育の保育後預かりを希望する場合は、給食センターへの給食発注の関係上、7日前の午後6時までに申込みをしてください。

(5) 月額保育料金の中で休日保育を利用する場合は、別に安平町からの保育認定を受ける必要があります（その場合、上記の休日保育料はかかりません）。

◆休日保育は、休日に就労している方が対象です。

◆平日に週休日を1日、設けることとなります。

(6) 保育短時間利用の3歳児～5歳児は、午後3時15分以降が一時預かりの対象となります（前ページ表の「保育後預かり②」の部分）。

●利用料未納の場合は、次回の利用ができません。

プレ教室「どれみ」

スムーズな3歳児入園へむけて子育て支援事業の一環として2歳児入園準備教室、プレ教室「どれみ」を開設しています。

対 象 2歳児

曜 日 週2回月・木曜日（年間70回） ※行事等により変更することがあります。

人 数 18名

費 用 3,000円（月額） ※行事費、教材費、遠足代等含む

送迎バス 1,000円（月額） ※対象は苫小牧からの通園に限ります



この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育グループ

電話番号 0145-29-7036

メールアドレス kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

○おいわけ子ども園

未来を
育てる

おいわけ子ども園について

同園は、平成29年4月より、これまで安平町追分地区に根ざした歴史ある3園（旭保育園・追分保育園・追分幼稚園）を統合し誕生しました。

それぞれの長所や特色を残しつつ、教育保育の質を高めるため、新たな試みにも挑戦し、質の向上を図っています。また、保護者、地域、学校運営協議会、その他の関係機関と連携し、地域子ども達は地域で育てるという意識を持ってもらい、地域一丸となって保育に参加できるよう取り組んでいます。

おいわけ子ども園の概要

園名	社会福祉法人 追分福祉会 公私連携幼保連携型認定こども園 おいわけ子ども園	
所在地	〒059-1911	北海道勇払郡安平町追分本町6丁目54番地
連絡先	0145-25-3439	
設置者	社会福祉法人 追分福祉会	
認可定員	90名（変更する可能性があります）	

前身を含め昭和6年から保育園を運営してきた実績ある法人！！



クラス編成

年齢	クラス名	編成
0・1歳児	ぽっぽ組	保育所の3歳未満児クラス
2歳児	めろん組	
3歳児	ひまわり組	保育所、幼稚園混合クラス
4歳児	なのはな組	
5歳児	すいれん組	

保育時間

事業	時間
保育所（保育標準時間）	午前7時から午後6時まで
保育所（保育短時間）	午前9時から午後5時まで
幼稚園	午前9時から午後1時30分まで
預かり保育	午前7時から午前9時まで 午後1時45分から午後6時まで
	午前11時30分から午後6時まで
延長保育	保育標準時間 午後6時から午後7時まで
	保育短時間 午前7時から午前9時まで 午後5時から午後7時まで

保育料以外に必要な費用について

◎ 入園時



- ・カラー帽子 1,100円（全園児）

◎ 毎月の納入金

	幼稚園（1号認定） 3歳～5歳	幼稚園（1号認定）3歳～5歳 ◎町外から	保育所（2号認定）3歳～5歳	保育所（3号認定）0歳～2歳
給食代	3,400円	3,400円	5,980円 （土曜保育を利用した場合 +1,130円）	-
PTA会費	1家庭 350円			

※保育料は、「保育料（各園共通）」ページをご覧ください。

→ 0歳～2歳の給食費は保育料に含まれます。 ※上記費用のうち給食費は、令和3年度基準です。年によって変動します。

※3歳～5歳の給食費は、町民税課税状況により、一部免除される場合があります。

実費経費

一時預かり（旧預かり保育）/休日保育の利用料

任意参加イベントの会費等

※ 遠足、行事、暖房、バスに関する費用は、すべて保育料に含まれます。

※ 実費経費は、翌月の保育料引落の際に、保育料と一緒に引落します。

一時預かり保育について

	早朝預かり	保育後預かり①	保育後預かり②	午前保育の保育後預かり	一時預かり休日保育①	一時預かり休日保育②
対象	幼稚園利用の3歳児～5歳児				町内在住の10か月以上（離乳食完了）から就学前までの幼児	
時間	午前7時～ 午前8時30分	午後1時45分～ 午後5時	午後5時～ 午後6時	午前11時30分～ 午後6時	午前9時～ 午後1時30分	午前7時～ 午後6時
料金	1時間まで 200円 1時間超	1時間まで 100円 2時間まで	200円	4時間まで 400円 4時間超	890円	1,890円

	300 円	200 円 2 時間超 300 円		500 円		
申 込	不要	前日午後6時まで		2 週間前ま で	1 週間前まで	
支 払	翌月の保育料引落の際に、保育料と合わせて引落				利用時に現金支払い (在園児は翌月引落)	

- (1) 利用時間は玄関の iPad にて登園確認をした時間を基準にして確認します。
- (2) 幼稚園利用児が教育日の午前8時30分前に園児を送ってきた場合、早朝預かりとして利用料が発生します。早朝預かり利用の場合は、先生に声を掛けて園児を預けてください。
- (3) 保育後預かりは、事前の申し込みが必要ですが、当日午後1時45分までにお迎えがない場合は、事前申込がなくても預かり保育利用となります（費用が発生します）。
- (4) 午前保育の保育後預かりを希望する場合は、給食を提供しますので、食材発注の関係上、2週間前までに申し込みください。
- (5) 月額保育料金の中で休日保育を利用する場合は、別に安平町からの保育認定を受ける必要があります（その場合は、上記の休日保育料はかかりません）。

延長保育について（保育園部対象）

	早朝延長	保育後延長（短時間）	保育後延長（標準時間）
対象		短時間	標準時間
時間	午前7時～午前9時	午後5時～午後7時	午後6時～午後7時
料金	100 円/30 分		
申込	不要	月初め1日～5日までは3日前まで 6日以降は1週間前まで	
支払	翌月の保育料引落の際に、保育料と合わせて引落		

- (1) 就労・通勤等で保育を必要と認められる方のみの利用とします。
- (2) 延長保育利用の園児にはおやつを提供します。
- (3) 利用時間は、iPad にて登園確認をした時間を基準にして確認します。
- (4) 延長保育のお迎えは午後7時までを厳守してください。

(5) 午後7時までのお迎えを厳守できない場合は、延長保育の利用をお断りすることがあります。

(6) 延長保育を申込されていない方でも、通常の保育時間までにお迎えがない場合は、延長保育料が発生します。

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育グループ

電話番号 0145-29-7036

メールアドレス kosodate-tantou@town.abira.lg.jp



○保育料（両園共通）

保育料の決め方

4月～8月	9月～3月
前年度の市町村民税所得割額に基づく保育料	現年度の市町村民税所得割額に基づく保育料
料	料
前々年の1月～12月までの収入等に基づき決まります。	前年の1月～12月までの収入等に基づき決まります。

毎年6月頃に職場から渡される「給与所得等に係わる住民税（市・道民税）特別徴収税額の決定・変更通知書」（下記参照）に記載されています。※住宅借入金等特別控除など、税額控除がある場合は別途お尋ねください。

給与所得等に係わる市町村民税特別徴収額の決定・変更通知書（例）

The image shows a sample of a tax notification form. A callout box points to the '所得割額' (Income Taxable Amount) field, which is highlighted in red. The callout box also lists other fields: 課税所得額④, 税額控除額⑤, 均等割額⑦.

幼稚園（1号認定）※幼児教育無償化により、全員無料
※別途給食費がかかります。



保育所（2・3号認定）※第2子半額、第3子無料

3歳未満児の安平町での保育料は、国が定める額の“半額”にしています。
 3歳以上児の安平町での保育料は、幼児保育無償化により全員無料です（別途給食費がかかります）。

階層区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
② 町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
③ 町民税所得割課税額 48,600 円未満	9,750	9,650	0	0	0	0
④ 町民税所得割課税額 97,000 円未満	15,000	14,800	0	0	0	0
⑤ 町民税所得割課税額 169,000 円未満	22,250	21,950	0	0	0	0
⑥ 町民税所得割課税額 301,000 円未満	30,500	30,050	0	0	0	0
⑦ 町民税所得割課税額 397,000 円未満	40,000	39,400	0	0	0	0
⑧ 町民税所得割課税額 397,000 円以上	52,000	50,810	0	0	0	0

※子ども園同時在籍の児童がいる場合、第2子半額、第3子以降は無料になります。

○母子家庭等、在宅しょうがい者（児）への軽減について

階層区分	3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
② 町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
③ 所得割課税額 48,600 円未満	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円
④ 所得割課税額 97,000 円未満の一部 (所得割課税額 77,101 円未満の世帯)	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円

※上記階層区分の世帯については、第2子以降は0円になります。

一定額以下の方は、小学生以上の方も含めます。

○多子軽減について（3歳児以上）

階層区分	範囲	人数・金額
②町民税非課税世帯	年齢制限なし	第2子は1/2の額 第3子以降は0円
③所得割課税額 48,600 円未満		

⑤ 所得割課税額 97,000 円未満の一部 (所得割課税額 57,700 円未満の世帯)		ただし、階層②の 第2子は0円
上記以外	小学校就学前まで	

○多子軽減について（3歳未満児）

階層区分	範囲	人数・金額
②町民税非課税世帯	年齢制限なし	第2子以降は0円
③所得割課税額 48,600 円未満		
④所得割課税額 97,000 円未満		
⑥ 所得割課税額 169,000 円未満		
上記以外	小学校就学前まで	第2子は1/2の額 第3子以降は0円 ただし、階層②の 第2子は0円

幼稚園／保育所共通事項

- ・母子世帯等や多子軽減に該当する世帯へは、自動的に保育料を軽減します。申請は不要です。
- ・保育料は、世帯収入およびお住まいの自治体によって異なります。安平町外から入園する場合は、お住まいの自治体へお尋ねください。
- ・町民税所得割課税額は、保護者の合計額で計算します。例えばひとり親の場合でも、祖父母の方が同居しているときは、その同居者の課税額を合計して計算する場合があります。
- ・保育料は、今後変更となることがあります。

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育グループ

電話番号 0145-29-7036

メールアドレス kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

○子ども発達支援センター

- お友達とうまく遊べなくて…
- うちの子の言葉、ちょっと遅いのかしら？（発音・吃音）
- 行動面でちょっと気になるわ（多動で落ち着きがない・自閉傾向がある）
- 運動面に少し遅れがあるのかしら？（不器用・感覚過敏、鈍麻）

このような心配のある子どもの発達に合わせて、集団や個別の中で遊びを通じて成長を助け、お母さん、お父さんを応援します。

まずは安平町子育て世代包括支援センターに相談しましょう！

この情報に関するお問合せ先

安平町子育て世代包括支援センター（健康福祉課 健康推進グループ）

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

安平町子ども発達支援センター（健康福祉課 福祉グループ）

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp



○子育て支援センター

子どもと一緒に季節の制作をしたり、おもちゃで自由に遊んだり。また、お母さん同士気軽に情報交換をして親子のふれ合いをサポートしています。

毎日の子育てにちょっと一息。そんな場としてご利用ください。

《事業紹介》 リサイクル交換会、運動会、季節の制作、クリスマス会など

実施者

子ども園運営法人

場 所

【早来地区 子育て支援センター】



早来大町156番地1 はやきた子ども園2階 TEL0145-22-2510

【追分地区 子育て支援センター】

追分本町6丁目54番地 おいわけ子ども園2階 TEL0145-25-3439

利用料

無料

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育グループ

電話番号 0145-29-7036

メールアドレス kosodate-tantou@town.abira.lg.jp



○児童センター・児童館

健全な遊び、体力増進指導、子どもの自主（創作）活動の拠点として、異学年交流や世代間交流、地域交流事業を行うため、児童厚生員が指導にあたります。

平成29年4月より、子ども園を実施する法人に運営をお任せすることとなりました。これにより、各種交流事業をより一層推進していきたいと考えています。

実施者

子ども園運営法人

場所

【早来地区 児童センター】

早来大町156番地1

はやきた子ども園1階 TEL0145-22-2510

【追分地区 児童館】

追分本町6丁目54番地

おいわけ子ども園2階 TEL0145-25-3673

利用料

無料

利用時間

午前9時～正午 午後1時～午後6時



※児童生徒は放課後から学校が指定する帰宅時間までとし、夏休み等長期休暇期間の利用は別にお知らせします。

※幼児の利用は保護者同伴です。

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育グループ

電話番号 0145-29-7036

メールアドレス kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

○放課後児童クラブ

小学校6年生までの児童で、放課後帰宅しても保護者が就労等でいない留守家庭を対象に申し込みによる登録制でお預かりしています。

平成29年4月より、子ども園を実施する法人に運営をお任せすることとなりました。これにより、児童センター・児童館と子ども園との一体的な活動の推進を期待しています。

実施者

子ども園運営法人

場所

【早来地区 児童センター】

早来大町156番地1

はやきた子ども園1階 TEL0145-22-2510

【追分地区 児童館】

追分本町6丁目54番地

おいわけ子ども園2階 TEL0145-25-3673

利用料

無料（朝の利用時間を延長する場合は、有料）

利用時間

平日、学校終了時 ～午後6時

土、春季・夏季・冬季休業 午前8時～午後6時

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育グループ



電話番号 0145-29-7036

メールアドレス kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

《その他の子育て関連施設や事業》

○子どもを預かって欲しいとき【町内の子育てサークル】

「仕事がある…」 「用事ができて…」 など子どもを預ける事が出来なくてお困りの方、「ありす」が一時的にお預かりします。

こんなときにご利用ください

- ・仕事があるけど子どもを見る人がいない ・急な用事ができた
- ・学校行事がある ・病院に行く ・残業がある など

対象年齢

0歳～小学3年生くらいまで

時間

午前8時～午後6時

料金

最初の1時間500円、以降30分200円

場所

公共施設、依頼者宅、サポーター宅 など

申し込み・お問い合わせ

青木 TEL0145-22-3966 (自宅) TEL080-5586-1133 (携帯)

川崎 (会長) 0145-22-4587 (自宅)

- ・時間、年齢など上記以外でも対応できる事がありますのでご相談ください。
- ・個人託児の場合は、子ども一人に対して、サポーター1名が託児を行います (兄弟がいる場合は、料金も含めて相談に応じます)。



- ・預かる時間により、おやつ・お弁当を持参していただきます。
 - ・場所により若干の交通費がかかる場合があります。
 - ・万が一に備えて、全員グループ活動総合保障保険に加入しています。料金には保険料等も含まれます。損害賠償等は保険支払い額範囲内となります。
 - ・利用日の3日以上前には予約をお願いします。緊急の場合は当日も受け付けします。
- ※サポーターの都合がつかない場合には、託児をお断りすることもありますのでご了承ください。

この情報に関するお問合せ先

教育委員会 社会教育グループ
 電話番号 0145-29-7036
 メールアドレス sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

〇はじめて出会う絵本 ～ブックスタートについて～

赤ちゃんの体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんのこことばと心を育むためには、温かなぬくもりの中でやさしく語り合う時間が必要です。絵本を手にして、赤ちゃんと一緒に楽しい時間を過ごしてみませんか？

「ブックスタート」とは？

ブックスタートとは赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験といっしょに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つ“きっかけ”をつくる活動です。

安平町では、7・8か月を迎えたすべての赤ちゃんを対象に、絵本をお届けしています。

まだ字を読むことや、言葉の意味を理解できない赤ちゃんも、絵本の中の絵を見つめたり、リズムのある言葉を聞いたり「絵本を読む (read books)」のではなく、大好きな人と楽しいひとときを「分かち合う (share books)」ことができます。



この情報に関するお問合せ先

教育委員会 社会教育グループ
電話番号 0145-29-7036
メールアドレス sk-kyouiku@town.abira.lg.jp



○公民館図書室

開室について

開室時間 午前9時～午後5時

休室日 毎週月曜日、年末年始、臨時休室日

『本を借りるとき』

◇0歳から図書利用証を作ることができます（早来公民館図書室、追分公民館図書室でつくることができます）。

◇本を借りられる期間は2週間です。

◇1回の貸出冊数は、10冊までです。

◇貸し出し中で本がないときは、「予約」ができます

◇図書室に本がないときは「リクエスト」ができます。

『返すとき』

図書室カウンターに返して下さい。

※早来公民館や追分公民館で借りた本は、安平・遠浅両公民館でも返却が可能です。

※お休みのときは図書室前の返却ポストに入れてください。

↓詳細については、下記までお問い合わせください。

【早来公民館図書室】（TEL0145-22-3224）

【追分公民館図書室】（TEL0145-25-2565）

この情報に関するお問合せ先

教育委員会 社会教育グループ
電話番号 0145-29-7036
メールアドレス sk-kyouiku@town.abira.lg.jp



○読み聞かせ会

町内の各団体が読み聞かせをしてくれます。是非お越しください。

ありんこ会

実施日	毎月第2または第3土曜日（予定）
時 間	午後2時30分～午後3時30分
場 所	早来町民センター



ひまわり会

実施日	毎月第3土曜日（予定）
時 間	午後1時30分～午後3時
場 所	遠浅公民館

赤ずきん

実施日	毎月第3木曜日（予定）	毎月第2水曜日
時 間	午前11時頃から15分間程度	午後2時から午後3時
場 所	追分地区 子育て支援センター (おいわけ子ども園内)	追分公民館 図書室

この情報に関するお問合せ先

教育委員会 社会教育グループ
電話番号 0145-29-7036
メールアドレス sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

○安平町学校給食センター

安平町の学校給食センターでは、町内各小・中学校はもとより、はやきた子ども園とおいわけ子ども園にも給食を提供しています。平成26年4月に供給を開始した同センターでは、アレルギー食にも対応しています。

これからも、安全で安心な学校給食の提供を心掛けていきます。

この情報に関するお問合せ先

学校給食センター
電話番号 0145-23-2300



○小・中学校

満6歳になったら、ランドセルをせおって、晴れて小学校へ入学です。入学への手続き準備、それに伴う各種制度についてご案内します。

就学時健康診断

毎年10月中旬までに、新年度に小学校へ入学する予定の子ども保護者に、就学時健康診断の案内を送ります。健康診断は指定の会場で受けてください。

入学通知書

毎年1月下旬に、新年度に小・中学校へ入学する予定の子ども保護者に、入学通知書を送ります。通知書が届かないときはご連絡ください。

就学費の援助

安平町内の小・中学校に通う児童・生徒の保護者で、経済的にお困りの方に就学費を援助しています。

【認定事由】前年の所得が基準以下で、下記に該当する場合などに対象になります。

1. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止された。
2. 町民税が非課税または減免された。
3. 個人事業税が減免された。
4. 固定資産税が減免された。
5. 国民年金保険料が減免された。
6. 国民健康保険税が減免または徴収猶予された。
7. 児童扶養手当が支給された。



など、その他経済的に困窮している方は、具体的な理由をもって相談ください。

【援助内容】※支給額は予定であり、変更になる場合があります。

項目	小学校						中学校			
	就学予定	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
学用品費	51,790円	11,630円					57,730円	22,730円		
通学用品費	—	2,270円								
修学旅行費		—				概算 支給	実費支給	—	概算 支給	実費支給
校外活動費	—	実費支給								

体育実技用具費 (スキー)	—	26,500 円	38,030 円	
体育実技用具費 (スケート)	—	11,810 円		
学校給食費	—	実費支給		
クラブ活動費	—	実費支給		
生徒会費	—	実費支給		
PTA 会費	—	実費支給		
卒業アルバム代 等	—	11,000 円	—	8,800 円

※体育実技用具費は、3年に1度を限度に支給します（授業のある学年のみ支給）。

【認定申請】

援助を必要とする方は、「要保護及び準要保護児童生徒認定申請書（兼世帯票）」に必要書類を添付のうえ、通学している学校に提出してください。

- ・新規申請：随時受け付けています。
- ・継続申請：毎年2月中の受付となります。

【認定期間】

認定された月の初日から年度末まで（最長4月1日から3月31日まで）

※認定される月によっては、受けられない援助があります。

災害共済

学校でケガ等をした場合には（独）日本スポーツ振興センターの災害共済の給付を受けることができます。

なお、災害共済の対象となるケガ等については、安平町で実施している医療助成（子ども医療・ひとり親家庭医療・重度心身障がい者医療）の対象外となりますので、ご注意ください。

対 象

安平町立の小・中学校に在籍している児童・生徒

給付対象

学校の管理下における活動中のケガなどが対象です。



◆ 学校などの活動（学校の管理下）となる場合 （例）

- 各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間
- 特別活動中（児童・生徒会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
- 部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
- 始業前、業間休み、昼休み、放課後

◆ 災害共済給付金の対象となる傷病（ケガなど）の範囲

負傷	学校の管理下の事由によるもので、初診から治癒までの療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの
疾病	学校の管理下の事由によるもので、初診から治癒までの療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> • 学校給食等に因る中毒 ・ ガス等に因る中毒 • 熱中症 • 溺水 • 異物の嚥下 • 漆等に因る皮膚炎 • 外部衝撃等に因る疾病 • 負傷に因る疾病

受診方法

- 通っている学校に災害共済を申請することをお伝えください。
- 医療機関に医療費受給者証を提示せずに受診し、学校などの活動中の傷病であることをお伝えください。
- 医療機関で自己負担金を支払い、後日通っている学校などを通じて災害共済給付金を申請してください。

※申請に必要な医療機関の証明は、医師会等の御厚意により無料となっております...

- 申請した傷病が対象にならないなど災害共済の給付が受けられない場合には、領収書を添えて町に医療費払い戻しの手続きをしてください。

給付額

保険診療の4割分

申請期間

ケガ等の発生から2年以内



転校手続き

【町外からの転入、安平町内で転居したとき】

(1) 総合庁舎税務住民課または総合支所住民サービス課での転入届・転居届をします。その際に、前の学校で交付された在学証明書と教科用図書給与証明書を提示してください。

(2) 教育委員会から入学通知書が発行されますので、在学証明書・教科用図書給与証明書と併せて指定された学校に提示してください。

【町外に転出するとき】

(1) 今までの学校で在学証明書・教科用図書給与証明書の交付を受け、総合庁舎税務住民課または総合支所住民サービス課で転出届をします。

(2) 転出先の市町村で手続きをしてください。

この情報に関するお問合せ先

教育委員会 学校教育グループ

電話番号 0145-29-7036

メールアドレス gk-kyouiku@town.abira.lg.jp



○ALT派遣事業

安平町では、外国語授業において、言語や文化、英語を使ってのコミュニケーション能力を育むため、ALT（外国語指導助手）を派遣しています（小・中学校・子ども園・追分高等学校）。

この情報に関するお問合せ先

教育委員会 学校教育グループ

電話番号 0145-29-7036

メールアドレス gk-kyouiku@town.abira.lg.jp



○奨学金制度

経済的な理由により、高校や大学などへの進学が困難な方に対して、奨学金を支給しています。

申請期間

毎年4月中の受付となります（年度途中の募集はありません）。広報4月号において周知します。

支給対象

安平町内に在住する方のお子さんで、高等学校、高等専門学校、大学または専修学校（専門課程）に在学する学業優秀、品行方正で学資の支払いが困難と認められる経済的理由のある生徒の方を対象（募集は若干名）。

支給内容

区分	範囲	支給期間	返済方法
高等学校	6,000 円	1 年間（継続申請により最大で正規の最短就学年限）	返済義務なし
専修学校 （専門課程）	12,000 円		
大学	12,000 円		

この情報に関するお問合せ先

教育委員会 学校教育グループ

電話番号 0145-29-7036

メールアドレス gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

《子どもの心身の健康のために》

○夜間急病になった時の電話の相談（北海道小児救急電話相談）

夜間、子どもの急な病気や事故などのとき、どのように対応すればよいか、医療機関にかかる必要があるかなどについて、電話で看護師がアドバイスをします。



電話番号 **011-232-1599**（いーこきゅうきゅう）

（家庭の電話でプッシュ回線・携帯電話を利用の場合：短縮ダイヤル#8000）

※IP電話、ひかり電話およびPHSの場合、短縮ダイヤルは使えません。

電話相談受付時間 毎日 夜7時～翌朝8時まで

午後7時～午後11時 道内の小児科医・看護師が対応

午後11時～午前8時 コールセンター（道外の小児科医・看護師）が対応

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○休日や夜間に急な発熱や腹痛が起きたら

休日や夜間の子どもの急な病気のと看、苦小牧市夜間・休日急病センターを利用できます。診察の結果、当番医が大きな病院へ転送が必要と判断したときは王子総合病院や苦小牧市立病院へ行きます。なお、かかりつけ医からあらかじめ指示が出ているときはその指示に従いましょう。

医療機関名

苦小牧市夜間・休日急病センター

住所 苦小牧市旭町2丁目9-2 電話番号 0144-32-0099

診療科目

内科・小児科

診療時間

平日	夜7時～翌朝7時
土曜日	午後2時～翌朝7時
日祝日	午前9時～翌朝7時
12月30日	午後2時～翌朝7時
12月31日	午前9時～翌朝7時



この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○町内の病院案内

院名・（診療科目）・電話番号・住所	診察時間・休診日
医 科	
医療法人社団 並木会 渡邊医院 （内科・小児科・外科・皮膚科） TEL 0145-22-2250 安平町早来大町 116 番地 4	月～土 午前 9 時～午後 0 時 20 分 月～金 午後 2 時～午後 5 時 20 分 火曜日午後 2 時～午後 3 時は予防接種専用時間 木曜日午後 2 時～午後 3 時 30 分は往診専用時間 休診日 水曜日（午後）・日曜日・祝日
社会医療法人平成醫塾 あびら追分クリニック （内科・消化器内科・呼吸器内科・小児科・放射線科） （その他月 1～2 日程度 眼科・整形外科・循環器 内科・皮膚科・小児科診療あり） TEL 0145-25-2531 安平町 追分本町 1 丁目 43 番地	月～金 午前 9 時～12 時 午後 1 時 30 分～4 時 30 分 土（第一土曜日のみ）午前 9 時～12 時 休診日 第 2 以降の土曜日・日曜日・祝日
歯 科	
日野歯科 TEL 0145-22-4182 安平町早来大町 112 番地 1	月～金 午前 9 時～正午 午後 2 時～午後 6 時 休診日 土曜日・日曜日・祝日
オイワケデンタルクリニック TEL 0145-25-3741 安平町追分本町 2 丁目 38 番地	月～土 午前 9 時～午前 11 時 30 分 月～金 午後 2 時～午後 6 時 20 分 休診日 土曜日（午後）・日曜日・祝日
ひまわり歯科医院 TEL 0145-26-6480 安平町追分本町 5 丁目 60 番地	月～金 午前 9 時～午後 1 時 月～金 午後 2 時 30 分～午後 6 時 30 分 土曜日 午前 9 時～午後 1 時 休診日 土曜日（午後）・日曜日・祝日

早来ファミリー歯科クリニック

Tel 0145-22-4649

安平町早来栄町 29 番地 1

月火木金 午前9時～午後0時30分

月火木金 午後2時～午後6時

休診日 水曜日、土曜日・日曜日・祝日

身近なところに
かかりつけ医
かかりつけ歯科医
がいると安心です。
町内の医療機関を利用しましょう。



特記事項

赤ちゃんのからだの変化は、予知することができません。そんなとき、あわてずに落ち着いた対処が赤ちゃんを救う結果につながります。緊急時の連絡先など(主治医や病院の電話番号)はいつでもわかるところにメモしておきましょう。また、母子健康手帳・健康保険証・診察券などはひとまとめにし、いつも持ち歩けるようにしましょう。ある程度の現金も一緒にしておくと便利です。

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp

○子どもへの虐待

近年、地域の人々とのつながりが薄い、核家族化が進むなどして、子育てへの協力や心のよりどころが得られないお父さん、お母さんが増えています。さまざまな要因が重なり、精神的につらい思いを抱えているお父さん、お母さんの不安を取り除き、子どもの健やかな成長の為の養育環境を一緒に考えていきます。



子どもへの虐待って何？

親などの養育者が、子どもに身体的な危害を加える、きちんとした養育を行わないなどして、子どもの心と身体に傷をつけ、健やかな成長をそこなうことです。

虐待はなぜ起きるの？

しつけのために体罰は必要との考えちがいもあります。でも、だれしもかわいいわが子を傷つきたいとは思いません。子どもの虐待はどの家庭でも起こりうる問題なのです。多くの親は虐待している自分自身に悩み、やめたいと苦しんでいますが、だれにも打ち明けられずにいるのです。

子どもの虐待は、社会全体の問題です。

子どもがSOSの声をあげるのは、一定の年齢以上でなければできません。周囲の大人が通告しなければ、そのままの状態です。

そのため、児童福祉法において「発見した者は通告しなければならない」とされています。通告を受けた機関は、通告者の秘密を守り、子どもに何が起きているのか調査し、対応します。

児童福祉法が改正され、児童虐待の未然防止や早期発見のため市町村にも相談窓口を設置することになりました。ひとりで不安を抱え込まずに、お電話ください。

虐待の種類

■身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をいいます。

■性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させる行為をいいます。

■ネグレクト（養育の怠慢・拒否）

適切な食事を与えない・汚れた衣服を着続けさせる・家に閉じこめる・病気になっても医者に診せないなど、養育に不適切な関わりや怠慢、無関心をいいます。

■心理的虐待

言葉による“おどし”・無視・拒否的な態度のほか、家庭内での配偶者に対する暴力など、子どもの心を著しく傷つける行為をいいます。

通報・連絡および相談

☆室蘭児童相談所苫小牧分室

電話：0144-61-1882

0144-61-1883（夜間）

☆安平町子ども家庭総合支援拠点（安平町健康福祉課福祉グループ）

電話0145-29-7071

※生命に危険がある場合は110番通報してください。

この情報に関するお問い合わせ先

安平町子ども家庭総合支援拠点（安平町健康福祉課 福祉グループ）

電話番号 0145-29-7071



メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○安平町要保護児童対策地域協議会

児童虐待は子どもの発達において悪影響を及ぼすだけでなく、いじめ、不登校、非行問題と密接に関連するケースが少なくないことから、これらの問題と合わせて未然防止、早期発見に努めるとともに、子どもの成長に対応した適切な支援やアフターケアなど長期的な視点で取り組むことが望まれます。

子ども園、学校、警察、民生委員など様々な地域機関がネットワークを結び、適切な支援のための連携、協力を図ることが求められます。

安平町では、被虐待、非行、いじめ、不登校などいわゆる要保護児童の問題対策として地域協議会を立ち上げ、地域ぐるみで未来を担う子どもたちの生命・安全を見守る対策を行っています。

この情報に関するお問い合わせ先

安平町子ども家庭総合支援拠点（安平町健康福祉課 福祉グループ）

電話番号 0145-29-7071

メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp



○子育て・教育・子どもに係わる相談

（1）安平町子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう、切れ目のない支援を行う「安平町子育て世代包括支援センター」を健康福祉課内に設置しています。不安なことや悩みがあるときには、いつでもご相談ください。

【例えばこのようなときはご相談ください】

妊娠期：初めての妊娠で不安がいっぱい。妊娠中に参加できる教室はあるの？出産準備にどんなものが必要かな？

子育て期：赤ちゃんの体重増加が不安。身近に協力者がいない。こどもが順調に成長しているか心配。

【相談方法】

妊娠期：母子手帳交付時に保健師がすべての妊婦さんと面談し、妊婦さんの体調や不安なことが無いかなどをお話させていただきます。継続した支援を希望される妊婦さんには、その後も電話や来所での相談をお受けします。

出産後：赤ちゃんが生まれたら、すべてのお宅に保健師が訪問し、赤ちゃんや産婦さんの健康状態の確認や育児のアドバイスをさせていただきます。継続した支援を希望される方には、その後も電話や来所での相談をお受けします。

子育て期：離乳食の進め方や、お子さんの成長や発達についてなど、さまざまなご相談に応じます。

【プランの作成】

安心して出産や育児をするために、利用したいサービスや希望の支援、ご自身で取り組むセルフケアを一緒に考え、希望者にはプランを作成します。子育て世代包括支援センターではプランに基づいて継続的に妊娠・出産・子育てをサポートします。

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課 健康推進グループ
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス hoken@town.abira.lg.jp



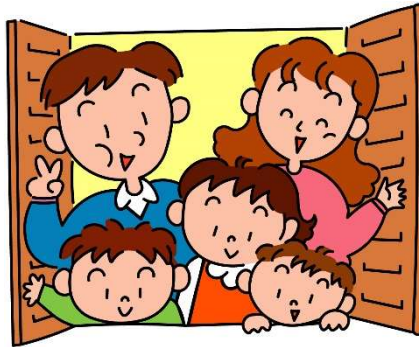
(2) 安平町子ども家庭総合支援拠点

全ての子どもの権利を擁護するため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な支援を行う「安平町子ども家庭総合支援拠点」を健康福祉課内に設置しています。不安なことや悩みがあるときには、いつでもご相談ください。なお、「安平町子ども家庭総合支援拠点」は、安平町要保護児童対策地域協議会の事務局も兼ねています。

【例えばこのようなときはご相談ください】

子育てに関すること、養育が難しいこと、子どもの虐待に関することを妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談に応じています。

安平町子ども家庭総合支援拠点（安平町健康福祉課 福祉グループ）
電話番号 0145-29-7071
メールアドレス shougai-tantou@town.abira.lg.jp



平成 25 年 7 月 発行

令和 4 年 4 月 改訂

【作成】

安平町子育て世代包括支援センター（安平町健康福祉課健康推進グループ）

安平町子ども家庭総合支援拠点（安平町健康福祉課福祉グループ）

TEL 0145-29-7071